

令和 7 年 1 月 11 日 開会

令和 7 年 1 月 12 日 閉会

令 和 7 年

第 4 回 定 例 会 会 議 錄

小 豆 島 町 議 会

令和 7 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 99 号

令和 7 年 第 4 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 1 月 3 日

小豆島町長 大江 正彦

記

1. 期日 令和 7 年 1 月 11 日（木）

2. 場所 小豆島町議会議場

開会 令和 7 年 1 月 11 日（木曜日）午前 9 時 32 分

閉会 令和 7 年 1 月 12 日（金曜日）午後 1 時 50 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	12月11日	12月12日
1	大 下 淳	○	○
2	高 尾 豊 弘	○	○
3	河 井 修	○	○
4	川 井 茂	○	○
5	羽 田 満	○	×
6	塩 田 洋 介	○	○
7	高 橋 淳	○	○
8	中 川 光 秋	○	○
9	三 木 順	○	○
10	中 松 和 彦	×	○
11	藤 本 傳 夫	○	○
12	安 井 信 之	○	○
13	鍋 谷 真 由 美	○	○
14	谷 康 男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	大 江 正 彦	○	○
副 町 長	谷 本 靜 香	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	古 郷 勉	○	○
参 事 兼 企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
参 事 兼 建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○
税 務 課 長	長 町 耕 作	○	○
住 民 生 活 課 長	森 稔	○	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○	○
高齢者福祉課長	古 郷 信 子	○	○
商 工 觀 光 課 長	相 原 隆 幸	○	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○	○
オ リ ー ブ 課 長	鎌 田 省 吾	○	○
住まい政策課長	真 砂 智 規	○	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕 美 子	○	○
介護保険施設事務長	出 水 安 則	○	○
こども教育課長	小 野 努	○	○
生涯学習課長	森 貞 二	○	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○	○
総 務 課 課 長 换 佐	弓 木 和 幸	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 平 野 明 子
書 記 森 上 有里子

議事日程
別 紙 の と お り

令和 7 年第 4 回小豆島町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 12 月 11 日（木）午前 9 時 32 分開議

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 一般質問 8 名

第 4 議案第 80 号 令和 7 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）（町長提出）

第 5 議案第 81 号 令和 7 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（町長提出）

第 6 議案第 82 号 令和 7 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）（町長提出）

第 7 議案第 83 号 令和 7 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（町長提出）

第 8 議案第 84 号 小豆島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について（町長提出）

第 9 議案第 85 号 小豆島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について（町長提出）

第 10 議案第 86 号 小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（町長提出）

第 11 議案第 87 号 小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（町長提出）

第 12 議案第 88 号 小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（町長提出）

第 13 議案第 89 号 小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）

第 14 議案第 90 号 小豆島町准看護師修学資金貸付条例について（町長提出）

- 第 15 議案第 91 号 小豆島町奨学資金貸付制度等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について (町長提出)
- 第 16 議案第 92 号 小豆島産業会館の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第 17 議案第 93 号 小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第 18 議案第 94 号 小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第 19 議案第 95 号 小豆島オートビレッジ YOSHIDA の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第 20 議案第 96 号 小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第 21 議案第 97 号 小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定について (町長提出)
- 第 22 議案第 98 号 小豆島町道路線の変更について (町長提出)
- 第 23 発議第 4 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正について (議員提出)

令和 7 年第 4 回小豆島町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 1 時 28 分開議

第 1 議案第 84 号、85 号、90 号、91 号に対する教育民生常任委員会審査報告について

第 2 議案第 84 号、85 号、90 号、91 号に対する討論及び採決

第 3 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)

第 4 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

第 5 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

令和 7 年 1 月 2 日 開会

令和 7 年 1 月 3 日 閉会

令 和 7 年

第 4 回 定 例 会 会 議 錄
(1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月3日及び9日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和7年第4回小豆島町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、補正予算の審議4件、条例案件8件、指定管理者の指定に関する案件5件、その他案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項ですが、9月3日以降、12月2日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件及び定期監査の結果報告、各常任委員会の視察研修報告書、並びに町長からの専決処分の報告2件は、お手元に配付のとおりありますので、朗読は省略します。

それでは、これにより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、5番羽田満議員、6番塩田洋介議員を指名しますので、よろし

くお願ひいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期ですが、配付しております日程表のとおり、本会議は本日と12日とし、会期は2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と12日の2日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、10分前及び5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、2点のことについて、町長のお考えを聞きたいと思います。

まず1点目、重点支援地方交付金をどう考えるということで、高市政権が物価高騰対策として、各地域の実情に応じた物価高対策を実施できるようにする制度として、重点支援地方交付金を提唱しています。そこで、もし実施される場合、財政規模、またどういう使い道を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から重点支援地方交付金の規模と、その使い道についてのご質問をいただきました。

11月21日に閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策におきまして、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金2兆円が盛り込まれたところでございます。

まず、重点支援地方交付金の規模を示す本町への交付限度額ですが、現時点では未定でございまして、国の補正予算の成立後に各地方公共団体の交付限度額が通知される予定となっております。したがいまして、正確な規模感を申し上げるのは現時点では困難であります、国の2兆円という額を参照しますと、少なくとも1億円は超えてくるというふうに推測しております。

また、使い道に関しましても現状未定でございますが、今般の重点支援地方交付金では、使い道の一つとしてお米券の配布など生活者への食料品の物価高騰に対する支援を行うことが必須となる見込みでございます。

今後、物価高騰の影響を受ける住民の皆様や事業者の支援策について、土庄町とも連携を図りながら事業化を検討し、可能な限り早急に補正予算案を編成して議会へ上程したいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 先般のいろいろな報道の中で、お米券いうんはその地域の実情に合うとらんいうて、市長なりがうちはしませんというふうなことがあったと思います。また、お米券にしては経費的な部分が多くかかるというふうなことで、経費がかからなく住民の皆さんにお配りできるんが一番ベストかなと思っておりますので、その辺はどういうふうに考えていこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、福岡、あるいは青森のほうで一部お米券の費用がかかり過ぎると、あるいは事務手間がかかり過ぎるということでやらないという宣言をされたところも出てきてございます。

本町といたしましても、やはり、住民の皆様にお届けするに当たっては、可能な限り事務経費がかからないような仕組み、やはり、あるいはシンプルな仕組みっていうのがよろしいかと考えてございます。

いずれにいたしましても、住民の皆様の声、あるいは事業者の皆様のご要望、こういったものを踏まえまして、国からの交付限度額を示された後に補正予算の編成作業に取りかかりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 補正予算というふうなことで、決まったら臨時議会か何か開いてやるというふうに考えとったらいいんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議会とのご相談にはなろうかと思いますけれども、なるべく住民の皆様、事業者の皆様に早くお届けできるように、可能ありましたら1月中には臨時議会を開いていただいて、ご審議を賜りたいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、行政運営のスピード化をというふうなことで、デジタル化の影響で様々な利便性を体感しています。しかしながら、行政の決裁はまだまだ紙媒体の運用で、スピード感がないと考えます。

例えば、自治会まで対応を広げた防犯灯の設置事業において、決定通知書が郵送されてくるのが3日後、自治会としては、蛍光灯の交換時に防犯灯であることから、スピード感を持って取り替えたいと考えております。新たに設置する場合はともかく、早く設置する必要性があるとき、大変不具合に感じております。メール等を使ってスピード感をもって対応すべきだと考えます。

以前、防犯灯の設置事業は予算の範囲内で行うのではなく、補正してでも実施していくというふうなことを伺った経緯があります。また、ほかに決裁のスピード化ができる事案があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から行政運営のスピード化についてご質問をいただきました。

業務の効率化や住民サービスの向上を図ることは、行政運営において常に意識することでありまして、スピード感を持って業務に当たることは基本的な姿勢と考えております。

行政手続のデジタル化、オンライン化は、その一つの手段でありまして、新型コロナウイルスの流行もきっかけとなって、国においてもデジタル社会の実現を推進していることは、議員もご承知のとおりかと思います。

デジタル化の推進によりまして、事務作業や窓口業務の手間を軽減することができるだけでなく、住民の皆様にとっても窓口に出向く必要がなくなれば、時間を気にせず行政サービスを活用することが可能となり、体調が悪くて出かけられない方や仕事や育児、介護で時間に余裕のない方にとって大変役立つ仕組みになるものと考えております。

本町におきましては、昨年度に汎用的電子申請システム、いわゆるLOGOフォームを

導入し、各種申請やアンケートをオンラインで行っております。例えば、現在準備しております防災行政無線の戸別受信機設置の申請では、多くの皆様にオンライン申請をいただいているところであります。

しかしながら、デジタル技術の活用につきましては、年代や個人的スキルの格差が大きいと言われております。特に高齢化が著しい本町におきましては、デジタル化の推進に困難があることもご理解を賜りたいと思います。

決裁のスピード化については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（吉郷 勉君） 私からは、決裁のスピード化についてご説明をいたします。

事務決裁につきましては、事務決裁規程に基づき、課長決裁、副町長決裁、町長決裁と区分をして処理をいたしております。出張や休暇、現場対応等で職員が不在でなく、差し戻しもなければ、おおむね1日で決裁が完了するものと思っております。

議員ご指摘の防犯灯設置補助金の交付決定の決裁につきましても、申請をいただいたその日のうちに決裁を済ませておりますが、郵送に日数を要し、3日後にお手元に届いたものと思われます。なお、郵送にかかる日数は、たとえ町内であっても郵送の翌々日となってしまいます。速やかに事務処理をした結果、3日後となったことをご理解いただければと思います。

このほかにも、通知を急ぐ事案もあるうかと思います。申請等の際にその旨をおっしゃっていただければ、決裁が終わった時点で電話やメールで連絡することも十分可能と思っておりますので、よろしくお願ひできればと存じます。

また、紙ベースの決裁でなく、システムによるオンライン決裁という方法もありますが、システムの導入や運用のコスト面、デジタルスキルの格差などを憂慮するところでございます。また、オンライン決裁であっても、決裁者が内容を確認することに変わりはなく、案件によっては担当者の説明が必要なものもあり、オンライン決裁が必ずしもスピード化につながるものではないと考えております。

決裁のスピード化だけでなく、業務全体の効率化に努め、住民サービスの向上を図っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 以前は、島の郵便局からすぐに来よったような感じがするんですけど、今は高松のほうに一遍送つていうふうな、スピードが、大分サービスが悪なったような感じがします。

それと、私がこの一般質問を出した後、地域の防犯灯の申請があったんですが、そのときは電話で対応してもらったので、ありがたく思っております。以前の時点で防犯灯の申請で、地元としては早くやりたいというふうなことがあって、先にやってしもうて、その決定があかんようになったようなこともお伺いしました。

だから、そういうふうな部分ができるだけ、防犯灯の場合は安心・安全というふうな形になってきますんで、その辺の対応はスピーディーにやってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（吉郷 勉君） 議員おっしゃるように、住民の安心・安全を守っていくための施策でございますので、できる限りスピーディーにスピード感を持って実施してまいりたいと思っております。ですので、議員ご提案いただきましたメール、電話等でご連絡するということもしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） その辺、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 4番川井茂議員。

○4番（川井 茂君） 4番川井です。私は、今回オリーブトップワンに向けた取り組みについてお尋ねしたいと思っております。

現在、小豆島町でも第5期のオリーブトップワン計画を進めている中で、先日多くのオリーブ栽培農家の方から今回の果実販売価格について疑問の声をいただきました。

多くの栽培農家は、収穫したオリーブ果実をJAさんに販売しています。9月中旬に品種、規格、出荷期間、販売価格など出荷基準が決められ、オリーブ出荷要領が出されます。今年は、9月22日から出荷がスタートしましたが、新漬け用オリーブの出荷量の増大に伴い、企業側の受入れ許容量を超過し、受入れ困難になったため、荷受け期間を34日前倒しして短縮する変更が10月中旬に決定されました。

続いて、11月6日は、想像以上の豊作傾向にある油用果実も荷受け企業の許容量を超えたため、荷受け困難となり、750円、800円の果実価格を400円に変更することが決められました。

この相次ぐ変更に対して、約145軒ある出荷農家の落胆と困惑は大きなものです。栽培規模にかかわらず、精神的にも経済的にもダメージは大きく、次年への不安と不満が募るばかりです。希望も薄れ、来年の栽培を断念する農家も出てくるとの声を聞きます。

そこで、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、この状況はオリーブ栽培農家の生産意欲を著しく低下させることになり、オリーブトップワンプロジェクトの目指す方向に逆行している部分があると考えます。栽培拡大を奨励してきた町として、農家にとって栽培意欲がより向上するよう取り組むため、本年に限っては金銭的な支援が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

では2点目は、町ではオリーブトップワンプロジェクト、4つの柱を重点課題とした事業、またオリーブ栽培拡大事業、そしてオリーブ生産拡大加速化事業、循環型農業支援事業など様々な取り組みを行っています。しかし、今回の問題点は、隔年ごとの収穫量に差が大きいこと、また小豆島産オリーブオイルの販売が聞くところ低迷であることにも原因があると考えられます。これは、自然環境に順応できない極めて不安定な生産現状であると考えられますが、今回のピンチをチャンスと捉え、販路の拡大や収穫量の変動にも対応できるよう、各関係団体が連携した新たな体制づくりや安定収穫に向けた栽培方法の研究に取り組まなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 川井議員からオリーブトップワンに向けた取り組みについて、2点のご質問をいただきました。

まず、今年のオリーブ生産状況につきましては、8月上旬までは昨年同様の記録的な猛暑、干ばつの影響により、樹勢の低下や果実の肥大不足が懸念されておりましたが、表年であることやお盆以降の定期的な降雨、さらには台風被害がなかったことなどから、過去に例のない大豊作となりました。生産農家はもちろん、荷受け企業の園地でも大豊作ございまして、議員ご指摘のとおり、出荷期間途中での荷受け価格変更という事態となりました。

1点目のご質問は、農家にとって栽培意欲がより向上するよう取り組むため、本年に限っては金銭的な支援が必要ではというご指摘でございます。

農林水産業においては、たくさん取れれば価格が安く、少なければ価格が高い、これは市場原理でありまして、当然のことであります。一方で、栽培開始以来117年の歴史を積み重ね、今や小豆島の貴重な地域資源となり、町がオリーブ課を設置し、関係機関と協力しながらオリーブトップワンプロジェクトを推進しているところであります。これから先も全国のトップワンであり続けなければならないというふうに考えております。

今回の価格下落につきましては、まず新漬け用果実の出荷が止まった時点で、オイル用果実の荷受け価格の下落が危惧されましたことから、10月14日に町内の複数の大手荷受け

企業のトップに私が自ら電話して、オイル用果実については価格を変更せずに荷受けしてほしいという旨をお願いいたしました、何とかご理解、ご協力をいただき、一旦はオイル用果実の価格を変更せずに荷受けを続けていただきました。また、私が理事長を務める小豆島オリーブ公園についても、可能な限り荷受けに協力するよう指示をいたしました。

しかしながら、予想以上に収穫量が多く、荷受け企業がこれまでの価格では荷受けできなくなりまして、11月5日にJAのオリーブ班も価格変更やむなしという事態になったとオリーブ課から報告を受けました。

私は、この報告を受けて、その場で生産者は荷受け価格の下落で泣いている、荷受け企業も必要以上の果実荷受けで泣いている、JAにも価格下落分の果実に対する出荷手数料等を泣いてもらって、町も1キロ当たり100円を支援することで、みんなで支え合うしかないと申し上げまして、市場の原理・原則の範囲を逸脱した支援、要は市場原理に逆らうというか、逆らった支援を行うことにご批判を甘んじて受ける覚悟で、直ちにこの仕組みを関係者に提案するようオリーブ課に指示をいたしました。

その後、何度も関係者による協議をいただきましたが、JAは組織上、香川県本店の決裁事案になるとのことで、最終的には11月23日に私とJA香川県県理事長によるトップ会談が実現し、今年度限りの緊急支援として、町からの提案どおり、生産者から頂く出荷手数料、施設手数料等の合計43.77円を生産者に全額還元いただくことでJAの了解をいただきました。

これによりまして、生産者、荷受け企業、JA、そして町で支え合うスキームが整いましたので、町としても1キロ当たり100円の緊急支援を行いたいと考えております。

また、生産者が採油企業に直接オリーブを持ち込む際にも、JAの荷受け価格を参考にしている場合もございますので、こちらも支援の対象とするためには、各企業が生産者から直接荷受けした量や価格、この調査が必要でございますので、この調査を終えた後に改めて補正予算を提案させていただく予定としております。

いずれにしましても、町としては、今年の大豊作による荷受け状況の変化に応じて、可能な限り速やかに対応してきたところであり、ご理解、ご協力をいただいた荷受け企業、またJA香川県をはじめ、関係者の皆様に感謝申し上げるとともに、議員各位におかれましても、後日ご提案させていただく補正予算についてご理解を賜りたいと存じます。

2点目の質問は、隔年結果を防ぎ、安定収穫に向けた栽培方法の研究と販路拡大に取り組まなければならないのではといったご質問でございます。

まず、隔年結果につきましては、オリーブはミカンや柿と同様に果樹でありますことか

ら、基本的に隔年結果そのものを防ぐことは非常に難しいとされております。このため、農業試験場小豆オリーブ研究所や農業改良普及センターの研究員、普及員等専門職による講習会を開催して、可能な限り隔年結果を少なくする栽培方法の啓発に努めてきたところであります。しかしながら、兼業農家も多い中でなかなか徹底するに至っていないのが現状でありますが、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

販路拡大につきましても、ふるさと納税制度、オリーブ公園の店舗拡大など町の取り組みに加え、自ら汗をかいて販路拡大に取り組む企業の皆様には、町長就任後、間もなく創設した商工観光課所管の主体的に頑張る事業者販路開拓支援補助金を多くの企業にご活用いただいており、スーパーマーケットトレードショーをはじめとする島外での大規模な食品商談会、また岡山高島屋小豆島フェアなどデパート等への出展も拡大してきております。

オリーブの場合、一般的な農作物と違って、新漬けやオイルなどに加工しないと商品にならず、一方で天候や隔年結果の影響で生産量が安定しないことから、企業としても今年のような大豊作を基準とした設備投資や人員確保は難しく、また外国産のオイルに比べて高価で安定供給が難しいことなどから、販路拡大も容易ではありませんが、それでも地道な営業活動により独自の販路を開拓し、今年搾ったオイルも既に全量販売先が決まっているといったような企業もございますので、各企業の営業活動によりまだまだ販路開拓の余地はあるものと考えております。

私も、先日大阪茨木市の農業祭での挨拶の中で、今年は小豆島のオリーブが大豊作で、これから小豆島のオリーブオイルがどんどん出てきますので、ぜひお買い求めいただきたいとPRをさせていただきましたが、今後も企業の皆様と行政が協力して、あるいはそれぞれのチャンネルで地道な販路拡大に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 町長の答弁で、本当に栽培農家の痛みを理解していただいているということを本当に評価させていただきたいと思います。ありがとうございます。

400円という価格に下がったというところで、大きな経済的ダメージを抱えるところは、人件費が伴う生産者さんだと私は思っております。A農家さんでは、1人が1時間に大体ちぎれる量が1.9キロから3.6キロ、平均すると3キログラム収穫できる、1時間に。B農家さんでは、平均3.3キロちぎれる。C農家さんでは、3.4キロちぎれるというデータをいただきました。これ平均すると、1人が1時間に1,293円分ちぎれるということ

なんです。ところが、人件費のほうはどうかというと、1時間に1,036円。それにプラス諸経費、そして保険代ということを加算していきますと、この時点での年間の管理料、肥料とか薬剤とか草刈りとか、そういうものを全て省いても収穫の時点で赤字であるということなんですね。

先ほど町長から100円という声をいただき、またJAさんの43.77円というのをいただきました。これを聞いたときに、多分私、後ろのほうから声が聞こえきました。もう一声という声が聞こえてきたんですけども、これはまた検討の余地を残していただきたいということで、もう一声、本当に大変な中ですけれどもご協力いただきたいなというふうに思っております。以上、私のほうからは、お願いを込めて質問とさせていただきました。ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 8番中川光秋議員。

○8番（中川光秋君） 8番中川です。お願いします。

今日は、2問、2つ質問させていただきます。

まず1つ、草壁・高松航路の今後の位置付けについてご質問申し上げます。

草壁・高松航路の再開問題については、4年以上にわたり議論が続いています。しかし、私は今日ここで過去の是非を問うために登壇したのではありません。町として、この航路をどのように位置づけ、これから島の交通体系をどう描いていくかという未来の方向性を伺いたく、草壁航路の位置づけの明確化について質問をさせていただきます。

町長は、これまでの答弁で、現時点で再開は困難であると繰り返し述べられてきました。一方で、草壁航路は国の制度上、指定区間であり、毎年度の見直し照会に対し、町は見直しの必要なし、イコール維持と回答を続けています。これは、つまり必要な航路であると町として公式判断しているということになります。しかし、住民から見れば、再開は困難と言いながら、なぜ指定区間は維持するのかという強い矛盾が生じております。

町長は、草壁航路を町の将来交通体系の中でどのように位置づけているのか。再開は困難としながら指定区間を維持する理由を住民の方々によくお分かりできるような形で説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員の草壁・高松航路の今後の位置づけについてご質問いただきました。

初めに、草壁・高松航路につきましては、今後も島の交通体系の一つとしての位置づけ

に変わりはなく、航路再開の事業者が現れた際には、利便性向上のため、路線バスとの接続など、公共交通全体の利便性を高める取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、指定区間を維持する理由でございますが、いわゆるクリームスキミングを防ぐために必要な制度であると考えております。利用者が多い朝夕だけの運航では、住民の皆様の利便性が確保できませんし、ダイヤのいいとこ取りでは航路の持続性を担保することが困難であると考えております。

さらに、海上運送法第2条第14項に定める指定区間とは、「船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に離島等の住民が日常生活・社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として、関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定したもの」となっております。確保されるべき区間であって、確保しなければならない区間ではありませんので、就航するしないの最終的な判断は、航路事業者に委ねられております。このため、全国でも指定区間の休止、廃止、これは起こつておるわけでございます。

私は、将来の航路再開の可能性がゼロとは思っておりませんで、一貫して現時点では再開は困難と申し上げてきたところでございます。にもかかわらず、指定区間を廃止することは、裏を返しますと、草壁航路を廃止しても著しく不便でもなく、住民生活に必要な船舶による輸送が確保されるべき区間でもないということを町も県も国も認めることになります。

したがいまして、現時点では、現行のサービス基準、1日4往復の指定区間という位置づけを維持したいと考えておりますが、就航を希望する事業者が現れましたら、住民、また事業者等のご意見を踏まえて、柔軟に対応したいと考えております。

私は、これまで議会、あるいは全員協議会で繰り返し申し上げてきたほか、令和6年4月の町広報紙やホームページでも掲載しているとおり、草壁・高松航路は経済的採算性に大きな課題を抱えており、これを克服しない限り再開は困難であると考えております。また、航路事業は本町のように小さな自治体が担えるものではなく、現状の極めて厳しい財政環境を考慮した場合、特定の航路事業者への赤字補填は不可能と考えております。

したがいまして、町としてできることは、観光振興を図り、高松航路の利用者を増やすことで、航路再開の事業者が現れるチャンスを待つしかないというのが現状であります。

ホテルや飲食の誘致をはじめ、スーパーヨットやクルーズ船の誘致、さらには10ヘクタールに及ぶ草壁の埋立地の有効活用について民間事業者に積極的にアプローチしているところであり、こうした取り組みを進めることで、草壁港のにぎわいと町の活性化につなげ

つつ、航路再開のチャンスを待ちたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） 町長のご答弁からも、今の指定区間の条文に基づいてご説明をいただき、ありがとうございました。

既に草壁・高松航路は、4年以上の休止が続いております。しかも、2隻の例のフェリーは海外に売却され、認可時のサービス基準である4便のうち2便は既に池田航路に移行され、草壁航路のサービス基準が維持されておりません。したがって、他業者の新規参入のための条件が整っていない現状で、なぜ、再開は困難だが就航を希望する事業者が現れるのを待つ、そして指定区間は維持すると言われるのに強い矛盾を感じております。

また、町長はこの4年間、議会や全員協議会、先ほどもおっしゃいました協議会で航路再開の事業者がいない、また経済的採算性の問題もあるという一点張りといいますか、そういうお答えがずっと出てきました。

実は、一昨日、四国フェリーを訪問しました。お聞きしてまいりました。念押しをいたしました。お答えは、中川さん、最初から言ってるように、条件が整えば出でいきますよと断言されました。採算性も、また離島補助金も十分にご理解されておりました。私たちが心配することもなかった感もありました。

指定航路なんですが、1996年、平成8年に指定区間制度が導入されました。これは、海上運送法に盛り込まれた住民の生活保護のための法律であるにもかかわらず、今回の国交省や四国運輸局の対応は、国の大規模な政策転換から遅れておると思います。不作為の作為であります。業者保護の強い法解釈や法の運用になっております。独占禁止法違反であるという公取への意見書は、皆様から情報公開で入手した資料を基に作成し、いつでも提出できる状態でございます。これには、元町長の塩田幸雄氏、前町長の松本篤氏、経済界の中川晋氏のご尽力をいただいております。

また、塩田幸雄氏におかれましては、本日ちょうどこの時間帯に国交省の内航課課長と面談し、不作為の作為等の意見交換、意見を述べられております。以上で草壁航路の質問は終わります。

次に、統合小学校への常駐看護師配置についてご質問申し上げます。

再来年春に開校予定の統合小学校において、養護教諭に加えて看護師を1名常駐配置する必要性についてお伺いをいたします。

現在、全国的にアレルギー児童や医療的ケア児、慢性疾患を持つ児童が増加しておりま

す。発作、アナフィラキシー急変など一刻を争う事例は珍しくありません。加えて、感染症の広がりや事故、外傷の重症化リスク、心身の不調を抱える児童の増加など、学校に求められる医療対応のレベルは年々高まっております。

こうした状況の中、現役看護師からも養護教諭1名では対応に限界があるとの声も寄せられております。特に、新たな統合校は児童数が増え、校舎、運動場も大規模となることから、これまで以上に事故や急病への対応力が求められると思います。

ここで、重要となるのが障害者差別解消法に定められた合理的配慮の考え方でございます。医療的ケア児や重度アレルギー児に対し、必要な支援体制を整えることは、公立学校に課された法的義務でもあります。看護師の配置は、単なる安全向上の施策ではなく、合理的配慮として講じなければならない可能性があります。養護教諭だけの体制で十分と断言できない以上、町として適切な環境整備を検討する責任があるのでないかと思います。

新しい学校づくりは、未来の小豆島町の姿勢を示す大きな機会でございます。子供たちが安心して学び、保護者も安心して送り出せる学校にするために、看護師常駐について町の見解と今後の検討方針をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 中川議員から、障害者差別解消法に基づく合理的配慮のため、内海小学校に常駐で看護師を配置すべきではというご質問をいただきました。

学校教育現場における合理的配慮とは、文部科学省の定義では、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」とされているものでございます。

入学前児童に対しては、自治体に就学前健康診断を実施することが義務づけられており、これに加えて、小豆島町では5歳児健診をその前年度に独自に実施しております。小学校入学に際し、児童にどういった支援が必要なのか、学校にどういった支援体制を整備する必要があるのかを慎重に判断をしているところでございます。

また、小学校入学後に医療的ケアが必要となる場合もあります。

ご質問にあるように、全国的に医療ケアを必要とする児童・生徒が増加傾向にあり、安全・安心な学校生活を提供するためには、学校看護師を配置する必要があることは認識しておりますが、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア、具体

的には人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引などの医療行為を恒常に受けすることが不可欠である児童のことであり、現時点では再来年開校予定の内海小学校に医療的ケア児が在籍する予定はありません。

また、養護教諭の配置基準では、小学校で児童数851人以上、中学校で801人以上で2人配置となっておりますので、内海小学校の規模で養護配置の加配や常勤の看護師を配置することは現実的ではなく、個々の児童・生徒の状況に応じて必要な場合に設置したいと考えております。

実際に、本町でもこれまでにその状況に応じて特別支援教育支援員として看護師や保健師の有資格者を配置した事例もあります。また、養護教諭には看護師資格を有している場合もありますので、個々のケースに応じて学校の体制や保護者の要望などを踏まえ、必要な支援を行ってまいります。

本町は、小規模自治体ならではのメリットを生かして、保育・教育現場と医療、保護者の密接な協力体制が構築されていると思いますので、子供たちが安心して学べる学校であるために、今後も児童一人一人に対して最善の支援体制を提案、提供してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） よく分かりました。

当然、いろいろ基準とかあると思うんですが、それも変化するものもありますので、ぜひまた前向きに、住民の皆さん、特に子育て世代の皆さんのが希望されてます。結構声がかかってきますので、よそはどうやとか近隣がどうやとかっていうのは別として、ぜひ前向きにお願いをしたいと思います。質問は、以上終わります。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） ここで、ご報告申し上げますが、10番中松議員が体調不良のため退席されましたが、定足数に達しておることに変わりはございませんので、この会議を続けたいと思います。

---

○議長（谷 康男君） 次、13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、4点について質問いたします。

まず1点目、物価高騰から暮らしを守る施策をということです。

買物に行くたびに高くなっている、年金では暮らせない、お米をはじめとした物価高騰が止まらず、悲鳴の声が上がっています。住民の生活を守ることは、緊急に政治に求められていることではないでしょうか。一番の物価対策は、多くの住民が望んでいる消費税減

税です。しかし、高市内閣が閣議決定した2025年度補正予算では、消費税減税を拒否し、最低賃金時給1,500円目標さえ取り下げ、その上、暮らしが大変なときに軍事費のGDP2%の前倒しを行おうとしているなど、国として物価高から暮らしを守り、経済を立て直す太い柱がありません。

そのような中で、町として町民の暮らしを支える経済対策、支援策が必要です。そのための町独自の対策について、どのようにお考えでしょうか。例えば、各地で行われている水道料金への支援などを含めた直接支援は考えられないでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

物価高騰が続く中、住民生活を守ることは、住民の福祉の増進を基本理念としております自治体として、状況に応じて物価高騰対策を講じていくことが必要であると考えております。

町独自の物価高騰対策についてのご質問ですが、これまで本町では重点支援地方交付金等を活用しながら低所得世帯や子育て世帯への給付金、給食費無償化による支援をはじめ、エネルギー・食料品価格等高騰の影響を大きく受ける医療機関や介護サービス事業所への給付など、各種物価高騰対策に取り組んでまいりました。

安井議員の質問でもお答えいたしましたが、11月21日の閣議決定されました経済対策におきまして、生活者への食料品の物価高騰に対する支援が盛り込まれた重点支援地方交付金の追加配分など、昨年を上回る大型の補正予算が示され、国会において現在審議が行われております。

つきましては、国の動向等を注視しながら、重点支援地方交付金の詳細が示されましたら、町民の暮らしを守るために直接的な支援を検討していきたいというふうに考えております。

なお、消費税減税につきましては、住民の皆様の日々の直接的な負担が軽減される一方で、社会保障を守る極めて貴重な財源となっておりまして、本町においては地方消費税交付金だけを捉えても4億円を失うことにつながります。さらに、町の基幹一般財源であります地方交付税、こちらにつきましても原資は消費税も原資となっておりまして、消費税減税は町財政にとっても非常に大きな影響がございます。消費税減税で町の収入が減ることにつながれば、町の財政運営、また独自の施策に大きな影響が出るということをご理解を賜りたいと思います。

水道料金への支援につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、水道料金への支援につきましてもお答えを申し上げます。

香川県内におきましては、令和5年に丸亀市が4か月分の水道基本料金の減免、こちらを実施しておりますが、そのときの課題としてあったのが、やはり料金減免へのシステム改修、それから減免が終わった後のシステムの復旧、こちらが必要となっておりまして、多額の経費と作業負担が必要であったということを伺ってございます。また、料金減免につきましては、現金給付に比べまして家計における恩恵の肌感覚、こちらが少し少ないということも言われてございます。

さらに申し上げますと、この減免の実施主体、こちらが香川県広域水道企業団ということでございまして、企業団議会における議決、こちらも必要となってくることから、本町の独自で独断で実施できるものではございませんので、県内他市町の動向、こちらを十分注視していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 水道料金については、一つの例として挙げたんですけれども、先ほど安井議員さんの答弁でも言われてたように、シンプルな仕組みということを言わされました。これは、具体的にはどういうことになるんでしょうか。国のほうでは、いわゆるお米券などに限らず、支援対象、交付方法、支給額とかは地域の実情に応じて設定可能としているんですが、小豆島町としてはどういう方向性で考えておられるのか、お尋ねできたらと思います。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど、安井議員でのご答弁でも申し上げましたが、例えばお米券、こちら4千円のおこめ券を配るとなると5千円ぐらいかかるということが言われてございます。つまり4千円を住民の皆様にお渡しするのに千円余分にかかってしまうということでございまして、やはりこれはその千円分は住民の皆様にお届けしたほうがこちらはいいのかなということで考えてございます。

今内閣府からの例示で言いますと、例えばプレミアム商品券であったり、あるいはデジタルチケットであったり、そういう例示がなされておりますが、高齢化率が高い本町におきまして、住民の皆様が一番ご理解いただけるのが現金給付、これが一番シンプルかないうことで私は考えておりますけれども、今後、土庄町のほうとも十分に情報共有、こち

らを図りながら、一番早く、一番経費がかからない方法でやれる方法を考えていきたいなと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私もそれが一番かなと思いますので、その場合、町民全員が対象になるお考えなのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） お答え申し上げます。

全住民を対象にできるかどうかは、これから交付金の補助要綱、こちらのほうで示されてくるかなと考えてございます。

規模感で申し上げますと、食料品高騰価格に対する支援、こちらが4千億円ということでございまして、全国民1人当たりで申し上げますと、3千円程度ということで言われてございます。では、この3千円を全住民の方にお配りするのがいいものか、あるいはもう少し踏み込んで、もっとお困りの方々に重点的にお配りするのがいいのか、こちらは国から交付される額を見ながら、より効果の高いやり方で実施したいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今答弁の中でお困りの方という声があったんですけど、その判断というのが難しいというのは町長も常々言われていることで、今物価高騰で暮らしが大変なのは全員だと思いますので、ぜひ全員、全町民への支援ができる方向で考えていただけたらと思います。

次の質問に行きます。

交通弱者のタクシー移動支援をということです。

高齢者、要介護者、障害者などバス利用が困難な人は、タクシーを利用せざるを得ません。しかし、現在の町の支援策は、通院のみという制限のある補助です。また、自主的に運転免許証を返納した65歳以上の方に対しては、小豆島オリーブバスセット回数券を年間6冊、またはバスセット回数券年間3冊とタクシー助成券を年間9千円の支給がされますが、これも3年間だけです。

これまで求めてきて、町も検討されているデマンドタクシーなどの支援策が実施困難なのであれば、住民の移動の自由を保障する交通手段確保と外出機会の増加で健康を維持するために、そしてそれに係る経済的な負担の軽減を図るためにも、通院以外のタクシー乗車への補助、支援策を行うことが必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

県下では、高松市、さぬき市、多度津町などで高齢者福祉タクシー助成を行っています。対象年齢や金額などはそれぞれ違いはありますが、行き先などを限定する条件があるところはないと思います。本町でも制限なく使える助成制度にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員からタクシーの移動支援についてご質問いただきました。

バス停から遠いエリアに住む方の移動手段をどのように確保すべきかという課題に対して、これまで地域内循環バスによる実証運行を実施しましたが、経済的に持続できないことが明らかになりました。そのため、オンデマンド交通やライドシェア、タクシーチケットなど幅広く検討を進めておりますが、依然として交通事業者の協力を得るに至っていないのが現状であります。

そのような中、議員ご提案の通院以外でのタクシー利用支援制度は、経済的負担の軽減のみならず、バス停までの移動が困難な方々の日常の足を確保する有効な方策であります。タクシーを利用せざるを得ない要介護認定者や障害のある方が買物など、通院以外でも日常生活においてタクシーが利用できるよう、通院困難者支援制度の拡充を来年度予算に向けて検討中でございますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 検討中ということで、大変ありがとうございます。

具体的にどのような中身になるかということがもしお示しできるようであればお願いしたいのと、それと今の補助制度の条件が他市町と比べて厳しいと。軽自動車の減免とか税金の免除がある家庭は受けられないとか、その辺の条件の緩和についての制度の見直しについてはどうお考えか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、制度の拡充の具体的な内容でございますが、当然この通院以外に使えるというふうにしたいと考えてございます。一番シンプルで分かりやすいのは、買物とか、そういうものになろうかと思いますけれども、そういったことに対する日常生活で必要な移動、これについて支援をしていきたいということで現在検討中でございます。

2点目の、例えば軽自の減免者に対しては対象外ということでございますが、その対象者の基準につきましても、今現在検討を進めてございます。来年度予算編成の中でどうい

った仕組みにするかっていうのは、これからでございますけれども、いただいたご意見を参考にしながら、しっかりと新しい制度、こちらをつくっていきたいなと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） できるだけ多くの方が利用できるような制度にしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問です。

子供の遊び場をということです。

子育て中の保護者からは、安心して子供が遊べる遊び場の要望が多くあります。しかし、この間、猛暑続きで子供たちは外遊びなどとてもできない状況になっています。

町の行っているK i S P a !事業は人気ですけれども、あまりにも日数が少なくて、要望には応えられない状況ではないでしょうか。猛暑日や雨天時に屋内で子供たちが遊べる常設の場所が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、気候のよい時期には外で伸び伸び遊ぶことも子供の成長にとって必要不可欠です。特に、安田の馬場公園は町の中心にあり、図書館にも隣接し、多くの親子が利用し、遊んでいる人気の公園です。国道拡張のために遊具を撤去することですが、その後はどういうにする予定なのでしょうか。遊具を再び設置する予定はあるのかお尋ねいたします。子供を遊ばせている保護者の方にもお話を聞きましたが、ぜひ道路拡張後は遊具を元に戻してもらいたいし、そうしてもらえると思っているという声がありました。以上です。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、子供の遊び場についてのご質問をいただきました。

遊ぶことは子供の活動と学びの原点であり、自主性、協調性、他人との関わり方を身につけるものでございます。

子供が多かった時代は、海や山などの自然の中で遊べる場所を探し、遊び方をみんなで考えて工夫して遊んでおりました。しかし、最近では子供の数が減り、家の近所で集団で遊ぶことができなくなっております。保護者からは子供たちが安心して遊べる場所への要望があることは承知しております。

そのような中、令和5年度に地域おこし協力隊のスポーツ推進員が配属となったことを契機に、小学2年生までを対象にした小豆島町キッズスポーツパーク、略してK i S P

a！を開設しております。

今年度は、猛暑や準備との関係もあり、イマージュセンターの2階の多目的ホールで毎月1回土曜日と日曜日の2日間実施をしております。天候にも関係なく実施できますので、子供や保護者の皆さんにも大変好評で、多いときは保護者も含め1日で100名を超える利用をいただいております。

今後、統合後の小学校跡地の活用方法について検討していく中で、K i S P a！の常設についても検討したいと考えております。

また、安田の馬場公園の遊具につきましては、国道の歩道整備のため撤去することが決定しております。議員ご指摘のとおり、馬場公園は多くの親子が遊んでいることも承知いたしております。安田自治会との協議において、自治会としては馬場公園に再度遊具を設置してほしいとのご要望もいただいております。

工事が完了するまでに2年程度かかるとのことですので、その間は町内のほかの公園をご利用いただき、工事が完了するまでに新たな設置場所や遊具の規模について安田自治会をはじめ、関係者の皆さんと協議をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 2年間協議を行うということですけれども、それは馬場公園に遊具を戻すという方向でというか、そういう目的での協議ということでいいんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 当然ながら、それも候補にありますけれども、設置場所、それから規模、これを改めて考えるということでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） ゼひその方向でお願いしたい。

それと、K i S P a！の常設場所を検討するということですけれども、これはどれくらいの検討期間になると考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、統合小学校が完成してから当然小学校跡地が空くわけでございます。そこに認定こども園の整備を今、検討中でございます。認定こども園とできれば併設した形で設置するほうがお互いに効率がいいのかなというふうに思っておりますので、認定こども園の開

設に併せてできれば整備したいというふうに思っております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） その場合、最短で何年ぐらいの事業になるのか、分かればお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

これは、後で質問される方の関係もあるので。

（13番鍋谷真由美君「分かりました」と呼ぶ）

はい、すいません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） すいません。じゃあ、次の質問に行きますけど、次の質問もちょっと関連があるかと思いますが、4番目です。子育て支援の拡充を。

先日、議員視察を行った日吉津村では、日吉津版ネウボラの推進とファミリー・サポート・センターなどが設置された複合型子育て拠点施設ミライトひえづの活用で、子育て世帯が安心して子育てができるきめ細かなサービスを行っているとのことでした。小学校入学時は、学用品購入のために1万5千円の助成金、卒業時は祝い金として3万円の祝い金を支給しているなど、ハード・ソフト共に大変充実をしていて、羨ましく感じました。もちろん自治体の状況や面積、地域性は違うので、同じようにすることは難しいことだと思いますが、今後取り入れられるところはぜひ取り入れてもらいたいと考えます。

具体的には、次の点についての町長、教育長のお考えはいかがでしょうか。

3点で、先ほど述べた屋内の遊び場なども含めた複合型子育て拠点施設についてはいかがでしょうか。

2番目に、特に核家族の子育て世帯の世代の方々から要望の多いファミリー・サポート・センターの設置を求めたいと思いますが、いかがですか。

3番目に、入学助成金、卒業祝い金など、本町でもぜひ実施をできないかと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から子育て支援の拡充についてご質問いただきました。

まず、1点目の複合型子育て拠点施設でございますが、日吉津村をご視察されたようですが、日吉津村の面積は僅か4.2平方キロでございまして、香川県内で申しますと、宇多津町や琴平町の半分ぐらいの面積でございます。しかも、平たん地でございま

す。村のほぼ中心に位置するミライトひえづ、こちらは村内の一一番遠いところからでも1.5キロ程度の距離ですので、誰もが徒歩や自転車で簡単にアクセスできますので、1か所に機能集約することが簡単かつ効率的なものというふうに考えております。

小豆島町の面積は95.59平方キロでございまして、日吉津村の約23倍でございます。また、集落間も坂道や峠越えが多い地形ですので、なかなか同じようにはまいりません。

全国の自治体は、それぞれ異なる条件の中で住民の利便性と効率的な行財政のバランスを考慮しながら施設配置をせざるを得ないということをまずご理解をいただきたいと思います。

現在、我が町の地域子育て支援拠点施設としては、小豆島こどもセンターのすぐすぐひろばとせいけんじこども園のわくわくランドの2か所がございまして、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所として、毎日多くの親子に利用いただいております。

小豆島こどもセンターとせいけんじこども園では、保護者の傷病や育児疲れ等により一時的に保育を必要とする子供を預かる一時預かり事業も実施しております。

また、放課後児童クラブにつきましても、本町に2か所あります、清見福祉協会に運営を委託しておるところでございます。

こうした中で、現在内海地区の公立幼・保の再編による認定こども園の整備を検討しておりますが、既に事務レベル段階ですが、先ほど申しました屋内の遊び場K i S P a !の併設といった意見も出ておりますので、今後現在の子育て施設の機能を補完するような複合施設も視野に入れて検討を進めたいと思っております。

2点目のファミリー・サポート・センターの設置についてでございますが、本町では、先ほども申し上げましたように、小豆島こどもセンターとせいけんじこども園で一時預かり事業を実施しているほか、N P O法人リトルビーンズでも一時預かり事業を実施しております、夜間の預かり等も行っております。出生数が減少する中で、我が町の一時預かりサービスはおおむね充足していると考えておりますので、新たなファミリー・サポート・センターの開設は現時点で考えておりません。

最後に、入学助成金、卒業祝い金などを本町でも実施できないかというご質問ですが、ご承知のように、本町は現在ハード・ソフト両面で教育・保育施策全般にわたって様々な事業に取り組んでいるところでございます。

鍋谷議員が日吉津村の子育て支援を羨ましく感じたとのことでございますが、先ほども申し上げましたように、日吉津村は僅か4.2平方キロの村で、北側が日本海、三方を米子

市に囲まれておりますし、地理的には米子市と一体と言っても過言ではありません。近くには皆生温泉やＪＲの伯耆大山駅もございまして、村内にはイオンモールもございます。

私は、こうした平たん、かつコンパクトで効率的な行政が可能なことに加えて、人口14万3千人の米子市と一体的になっておる地理条件、これは大変羨ましく思いますが、必ずしも子育て支援が羨ましいほど充実しているとは考えておりません。

例えば、日吉津村は奨学金は大学で月3万円、免除制度はありませんが、我が町は大学で月5万円、免除制度もあります。妊娠時の給付金、出産時の給付金は、それぞれ国の制度の5万円のみですが、我が町は妊娠時に国の5万円と町の10万円で計15万円、出産時も国の5万円と町の6万円で計11万円となっております。議員ご指摘の小学校入学助成金1.5万円、卒業祝い金の3万円、こういった制度は我が町にはございませんが、小・中学校の給食費を完全無償化しておりますので、経済的支援としてははるかに手厚いものと考えております。また、ファミリー・サポート・センターの利用料は1時間500円、以降30分ごとに250円に対して、我が町のリトルビーンズは利用料が1時間250円、午後7時以降も利用料は高くなりますが受け入れております。

人口3,500人余りの日吉津村が子育て支援に大変頑張っておられること、これには心から敬意を表したいと思いますが、お互いの自治体の条件は大きく異なりますので、日吉津村にあって我が町にない部分、我が町にあって日吉津村にない部分が当然ございます。我が町にない部分だけに着目するのではなくて、ぜひ総合的に見てご評価をいただきたいというふうに思います。

なお、先ほど申し上げましたように、我が町は県下初の小・中学校の給食費無償化をはじめ、各種の経済的な子育て支援を実施しておりますので、ご指摘の小学校入学助成金や卒業祝い金制度を創設するつもりはございませんので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君）　鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君）　いろいろ詳しく述べていただきました。

1点お尋ねをしたいんですが、給食費の無料化、これが本町では本当によそより早くしていただいていることは本当に歓迎することなんですけれども、今このほうで全国で給食費の無償化ということが言われています。そうなると、町からの支出っていうのは減るのかなと思うんですけど、全国で給食費無償化が一律で行われた場合に、小学校とか中学校、もちろん学費、給食費無償なんですけれども、制服代とか、いろんな学用品だとか、子育てには出産した赤ちゃん、幼児期より学校へ行くとお金がかかることがあるんです

ね。給食費の無償化が国全体でやられるようになった場合に、そういうことは考えられないのか、お尋ねをしたいんですが。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

来年度から国のはうで小学校の給食費の無償化を始めるということでございまして、中学校については、その後、できるだけ早い時期にというような方向であると伺っております。

我が町の場合、令和4年度から6年度まで、これは国の交付金を財源として活用してまいりました。今年度になって初めて町の一般財源から全額出しているというようなことでございます。これが国の無償化制度によってその財源が浮くんじやないか、ほかにもっとできることはないのかというご質問かと思いますけれども、浮いた財源につきましては、当然ながら町全体の中で何に使うべきか、それを検討しながら、もちろん子育て支援も含めて、どういった形で使うのかは検討してまいりたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 小豆島町の子育て支援が他に誇れるものであるように、さらに充実していただけたらと思います。以上で終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長（谷 康男君） 再開します。

---

○議長（谷 康男君） 9番三木卓議員。

○9番（三木 卓君） 9番三木です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、私からは2問質問をいたします。

来年4月に町議会議員、それから町長の選挙も控えておるというところもありまして、選挙に関する質問を2点させていただきます。

まず一つ目、投票率UPのため、スーパー等での投票所設置を。

町長、町議会議員選挙においては、直近3回を振り返ってみても投票率が大体75%前後であります。衆議院議員の選挙、参議院議員の選挙や県議会議員の選挙におきましては大体60%程度の投票率になるというような状況にございます。やはり投票者、立候補者等の関係性が近い選挙におきましては投票率は高くなりますが、少し距離感があるような選

挙におきましては投票率が下がってしまう、こういった現状もあろうかと思います。

民主主義の根幹である選挙の投票率を上げること、またこれ以上下げないということも本当に重要なことだと考えております。

他の自治体では、人が集まりやすいスーパーに投票所を設けて投票率が上がった事例があるというふうにお聞きしたこともございます。さきの衆議院選挙では約140か所以上、参議院選挙では180か所以上のショッピングモールにおいて、期日前を含め投票所が設置されたという事例もございました。

このように、投票の利便性を上げることで投票率の向上や投票率の維持が可能にもなり得るかと思います。小豆島町でも、スーパーやコンビニ等で投票所を設けて、ついでに投票というほどではないかもしれません、そういった投票の利便性を上げることでさらなる投票率の向上、ないしは投票率の維持、そういった努力をしていただきたいが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○選挙管理委員会書記長（古郷 勉君） 公職選挙に関するご質問でございますので、私、選挙管理委員会書記長のほうから答弁をさせていただきます。

三木議員から商業施設での投票所の設置についてご質問をいただきました。

まず、三木議員のおっしゃる投票率の向上や投票率の維持につきましては、選挙管理委員会としても非常に重要な課題であると認識いたしております。

もし商業施設に投票所を設けることができれば、買物と投票が同じ場所ができるようになり、有権者の利便性は高まり、投票率の改善が期待できると考えます。そして、県内でも今年7月の参議院議員通常選挙においても、高松市と丸亀市が商業施設内に期日前投票所を1か所ずつ設置したという実例もございます。

しかしながら、商業施設において投票所を設ける場合、十分なスペースの確保という大きな問題がございます。総務省の資料で全国の取り組み事例を確認したところ、とある事例では大型ショッピングモールのイベントスペースを使用し、約120平方メートルの投票所を設置しております。これは、有権者が圧迫感を感じることがないよう、また有権者の投票の秘密を守るためにございまして、高松市と丸亀市が設けた期日前投票所も同様に、大型ショッピングモール内に設置されておりました。

120平方メートルまでは必要はないかもしれません、例えば本町における期日前投票所であり、当日の投票所にもなっている役場本館の選挙管理委員会室でも約60平方メートルのスペースを使用しており、町内の商業施設において通常営業の妨げとならないように

同様のスペースを確保することは現実的に難しいと考えております。

また、商業施設内に投票所を設置する場合、このほかにも課題と考える点が幾つかございます。

まず、現在設置している2か所の期日前投票所と33か所の投票所において、既に投票管理者、立会人等のスタッフが不足しており、人手が不足する中で、さらに投票所を増やすことが難しいという問題があります。これ以外にも、商業施設内で適切な投票用紙の保管場所が確保できるか、投票所増設に伴う多額の費用をどうするか、また期日前投票所を設ける場合は、システムにより名簿の照合を行うことになりますが、施設内でそういったネットワークの構築を行う方法、費用をどうするかといった問題がございます。

これらのことから、現状では商業施設における投票所の設置を行うことは考えておりませんが、まずは広報紙や防災行政無線等を使用した一層の投票啓発を行い、現在設置している投票所の利用促進を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 意外と言うほうは簡単に、何もこうやって置いたらできるがなというふうに考えたりはしてしまうんですけど、説明のあったとおり、人員の確保ですよね。ここは、本当に全ての業種において今本当に人員、人材が足りないという状況の中で、そういったところであったり、ネットワークをしっかりと確保できるか、当然コストの問題というところを含めて簡単ではないという状況かなというふうには思いますが、やはりこのまま下がっていくっていうところを指くわえてみているというわけではないんですけれども、そういった状況にならないように、私自身もしっかりと有権者の方に投票に行ってもらうように、なるべくというか、しっかりとお願いをしていきたいかなというふうには思いました。

では、2問目に移ります。

投票所の環境にもう少し配慮をということで質問いたします。

私の周りでは、投票所のあの独特な雰囲気が苦手だという人が多く、また選挙に行った際、投票用紙に名前を書く、あの音が外に漏れて、誰を書いているのかばれそうで嫌だという声を意外と聞きます。選挙のたびに、三木君、あれ何とかならんのかなというのは聞いてきました。

本当に投票所、期日前投票を含めて入ると、本当に静かにしないといけない場所ではあるので、本当にシーンとした状況で、あとはこう記入台の特性もありまして、カリカリカ

リカリ音がするというので、気になっている方は意外に、私も当然大阪にいるときは選挙なんか行ったこともなく、小豆島に帰ってきてから選挙に行くようになります、いや、何かあの音嫌やなというふうに思ってたので、同じように思ってる人いてたんやなというところの共感もあったのも事実ではございます。そういうのが、音が気になる人にとって投票という行為は、ちょっと苦痛になっているなというふうにも感じました。

ほかの人、一緒に書いてる人とか、投票立会人の方が誰を書いているのか想像できてしまふような環境に対して、もう少し配慮することができないかなというふうに思いました。当然、他人や投票立会人が、いや、あの人誰書いてんねやろうなと思いながら聞き耳を立ててるみたいなことはないかとは思いますが、書くほうとしてはすごく神絶質になつてしまふというのも現状としてはあるのかなと思っております。

例えば、投票所にBGMがかかっているとそういうストレスも少しは楽になるのかなっていうふうに考えて、そこを調べましたところ、実際にBGMがかかっている投票所っていうのは、全国に既に存在をしております。ただ、内容としてはメッセージ性の強い楽曲とかラジオなどは避けて、歌詞がないクラシックやオルゴール等をかける傾向が高いようでした。また、私のようにちょっと書くストレスを減らすというよりかは、あの雰囲気、堅い雰囲気を少しでも和らげるためにBGMをかけてるっていうところが調べた限りでは多かったかなっていうふうに思います。

既に実施している自治体もあることから、小豆島町でも取り入れられないかというふうに考えました。ただ、いきなり町内全投票所でBGMをかけるっていうことは非常に難しかと思いますので、まずは期日前の投票所から試してみるのはいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（古郷 勉君） 三木議員から投票所の環境、また期日前投票所でのBGM使用についてご質問をいただきました。

まず、各投票所では投票管理者、それから立会人、職務代理者、事務従事者が協力して、不正、間違が起こることがないよう、緊張感を持って運営を行っておりますので、一定程度厳かな雰囲気になってしまふことについてはご理解をいただければと思っております。

しかしながら、こうした雰囲気が苦手である、緊張するという方も当然いらっしゃいますので、全国の状況を見ますと、緊張感の緩和を目的に投票所でBGMを流している事例がございます。

一方で、三木議員もおっしゃいましたとおり、投票所という場で音楽を流すこと

には非常に注意が必要であると考えております。流す曲によっては、特定の候補や政党を連想させる、また政治的なメッセージが内包されているという可能性があり、これは歌詞がないクラシック音楽のようなものであっても、100%その可能性を排除できるとは言えません。また、BGMを流すことにより、投票の際に耳障りになる、集中できないという方もいらっしゃるようで、苦情につながってしまった例もあると聞いておりますので、期日前投票所におけるBGMの使用につきましては、今後選挙管理委員会の場において慎重に議論してまいりたいと考えております。

そして、三木議員のおっしゃった投票用紙に記入する音につきましては、私も期日前投票所や当日の各投票所を見て回る際、硬い記載台の上で皆さんが鉛筆により記入するときのカツカツといった音が響くことは承知しております。

こちらにつきましては、弾力性を持つ素材の下敷き、もしくはマットのようなものを記載台に配置することでその音を軽減させることができ、投票に来られた方の安心感につながると考えておりますので、次回の選挙より各投票所に設置を行ってまいります。

今後とも、選挙管理委員会では、投票所の環境改善に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご協力を願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 答弁の中で、次回より音が気になる方に対する対応として、下敷き等を設置していただけるというふうに答弁いただいたことは、非常にありがたいかなというふうに思います。

追加でといいますか、それでほぼ解決はしてしまうのですが、少し気になった、確認をしたいこともありますし、再質問という形でさせていただきたいんですが、投票に自らが記入する際、そのときだけ、最近ですと私もそうなんですが、携帯電話とかを持っている、肌身離さず持っている方が多いので、そういう携帯電話でのオンラインミュージックを軽くかけるとか、ユーチューブでミュージックをかけるとか、そういう行為っていうのはどうなのか、確認をお願いします。

○議長（谷 康男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（古郷 勉君） 三木議員の質問にお答えします。

投票所へのスマートフォンの持込みについては、特に制限しておりませんが、音楽を流すことにより他の選挙人に特定の候補者、政党を連想させる、またその方の集中を乱す、動搖を招くといった可能性があります。これは、公職選挙法第60条の投票所における秩序保持に抵触するおそれがあり、その場合、投票管理者より注意を促すことになります。

これは、ほかの選挙人がいない状態であっても、音量によってはこの第60条が示す喧騒により投票所の秩序を乱すことにつながりますので、お控えいただければというふうに思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） そんなことする人はいないかなとは思うんですけど、本当に音が嫌な人ってそういうとここまで考えたりするのかなっていうのはあったりですね。

あと、すいません、追加で質問がもう一つあるんですけれども、実は携帯電話とかスマートフォンの持込み自体が多分そもそもよくないというか、公選法ではあれかな、オーケーにはしてないはずなんですよね。投票所に持ち込める、もちろん可能なものの一つしてメモっていうのが総務省のホームページにも書いてありました。これが紙のものなのか、例えばメモ帳みたいなものなのかというところで、今回答弁の中で下敷きとか、マットを用意していただけるというところで問題ないかと思いますけど、例えばこういうメモ帳とこれ呼べるものだと思うんですけど、こういった少し硬いものを持ち込んで、それを下敷きとして書くっていうことですね。内閣府のページには、メモは持込みオーケーなんですけど、メモ帳としては書いてなくて、その辺、いかがなものか。自分でも要は対策が少しできるのであれば、そういったことでも可能なのかなというふうに思ったんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（古郷 勉君） 三木議員のご質問にお答えします。

投票用紙に記入する音の問題につきましては、先ほど下敷きによる対応を取るということをご答弁させていただきましたが、メモ帳を下敷き代わりに使うことについてお答えをさせていただきます。

B5サイズのメモ帳であれば、メモ用紙や選挙公報と同様に、候補者や政党名の確認をするという目的であれば、他の選挙人の目に触れないようにしていただければ原則として問題はございません。

なお、メモ用紙につきましては、必要以上に大きいものを持ち込んでしまいますと、他の選挙人の目に触れやすくなることにより、選挙運動とみなされることがありますので注意が必要となります。

また、B5サイズのメモ用紙を持ち込むケースにおいて、それを用いて候補者、政党名の確認をすることなく、おもむろにB5サイズのメモ帳を取り出し、単に下敷きに使うというケースの場合は、こうした使用例があまり見られないことから、投票用紙のすり替え

などが疑われることも考えられますので、状況により確認をさせていただく可能性がありますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） いずれにしましても、最初の答弁にありましたように、マット、下敷きを準備いただけるというところで、投票人、書く人にとってのストレスはかなり軽減されると思います。住民の方々もそういったものが今後選挙において設置されるというところをしっかりと意識していただきて、ぜひ投票に行っていただきまして、小豆島町、これからすごい投票率の高いところだなというふうに言っていただけるようお願いをしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（谷 康男君） また、ご報告申し上げます。

先ほど、中松さんが退席されたんですが、今日一日欠席という欠席届が出ておりますので、最初の確認どおり13名ということになります。定足数には達しておりますので、問題はありません。

---

○議長（谷 康男君） 次、高橋淳議員。

○7番（高橋 淳君） 7番高橋です。おはようございます。

今日ですけど、3問質問させていただきます。

1つ目の問題は、これ9月10日に「農地後継17都府県、未定5割超実態初集計、香川は7割超」こういう記事が出ておりました。農林水産省は、9日、10年後の後継者が決まっていない農地が17都府県で5割を超えたとの調査結果を公表した。全国平均は31.7%、このままでは耕作放棄地が広がる懸念があり、農地の集約化などの対策が急務だと掲載されておりました。

後継者未定の農地が50%を超えた都府県は17あるのですが、香川県は71.9%で第5位にランクされております。翻って、小豆島町の農地全体の面積は840.7ヘクタールですが、小豆島町の農業後継者は少なく、このまま推移すると現状の50%以上の農地が耕作放棄地になるのではないかと危惧します。

農業は、米作りをはじめ、食の基本になる重要な産業であります。また、耕作放棄地が増えることにより、イノシシ、鹿、猿等の有害な動物が増えると多くの問題が起きると考えられます。農地の後継者をつくり、現状の農地を確保していくかなければならないと思いますが、町長の見解をお聞きします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君）　高橋議員から農地後継者の問題についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、農地の後継者不足は全国的にも深刻な問題となっております。香川県におきましては、後継者未定の農地は71.9%とされておりますが、小豆島町はさらに深刻で78%となっております。担い手の確保は極めて重要な課題であると認識はしております。

しかしながら、この数値につきましては、今年の3月に策定した地域計画を基にしておりまして、その地域計画内の農用地面積840.7ヘクタールには、既に山林化した再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が含まれております。毎年7月から9月にかけて農業委員や農地利用推進委員にご協力をいただきまして実施しております農地利用状況調査によると、840.7ヘクタールのうち533ヘクタールが既に再生困難な農地とされておりまして、現状として守るべき農地、こちらは約308ヘクタールというふうに考えております。

しかし、このまま農業者の高齢化や後継者不足が続ければ、ご指摘のように相当規模の農地が将来的に耕作放棄地になる可能性は当然ながら否定できません。

耕作放棄地の増加は、農地の生産力の低下や景観の悪化だけでなく、議員ご指摘のようにイノシシ、鹿、猿などの野生鳥獣の生息域を拡大させ、農作物被害を助長するなど地域全体の生活環境にも深刻な影響を及ぼすことから、放置できない重要な問題と考えております。

こうした状況を踏まえ、町といたしましては、認定農業者や集落営農組織などへの支援、農地の集約化・利用調整の推進、新規就農者の確保・育成支援、多面的機能支払交付金や地域ぐるみの農地保全活動の充実といった様々な取り組みを進めているところであります、少ないながら若い後継者や新規就農者もおりますが、農業者の高齢化が進んでいることに加え、作業効率の悪い小規模農地や傾斜地も多く、かんがい施設が未整備の農地も多いことから、実効性の高い対策が非常に難しいというのが現実であります。

今後も地域計画に基づき、関係団体や県とも連携しながら、農地の適切な維持管理と担い手育成の両面から対策に粘り強く取り組み、将来にわたって少しでも多くの農地が守られるよう取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君）　高橋議員。

○7番（高橋 淳君）　ありがとうございます。

私もいろいろと地域で情報収集をしてみたんですけども、要は後継者のしっかりいるところもあるし、それは少ないんですけども、あと町全体を見ましたら、現状の50%近

くは引継ぎできそうですけれども、半分強は耕作放棄地になるというような状況のよう思います。このままいったら大変なことになりますんで、ぜひ、今中間管理機構ですかね、そこを通して農業の流動化を促進する事業が始まっています、農家には好評だと聞いてますんで、機構を通して農地を拡大したい事業者、あと移住者を含めた新規就農者に対して農地をあっせんすると、事業を拡大して農地を少しでも確保するようお願いしたいと思います。

それに、農地に関連してなんですけれども、栽培面積が今149ヘクタールと広くなっています、これはオリーブの栽培面積がすごく広くなってきて、840ヘクタールに対して2割近くがオリーブの栽培地です。先ほど、川井議員の質問に対して町長は丁寧に答えていただいたと思うんですけども、オリーブの栽培面積をしっかりと守っていくということも大事だなと思います。

昔のことを言いましたら、昭和39年に栽培面積106ヘクタール、生産量が405トンと、これは驚異的な生産をした後、オリーブオイルの自由化の問題なんかもあります、昭和60年には栽培面積が30ヘクタール、平成2年には生産量も10トンまで減少したという状況です。その後、町がいろいろとオリーブの栽培を促進してくださいまして、令和5年には収穫量が418トン、令和6年には栽培面積が149ヘクタールに広がっております。

今年、非常に厳しい、豊作貧乏のような状況になったんですけども、これは何とか、今からもっともっと取れると思うんで、是正していく必要があるんじゃないかなと思います。

今後の方向として、増えてきたオリーブ、販売というようなことと隔年結果ですか、この辺の問題は川井議員が質問されて、ご返事いただいたんですけども、生産過剰になつた場合の果実とかオイル、その保存方法、オリーブ研究所とか発酵食品研究所でしっかりと確立して、将来にわたってその対策を町が中心になって果実の生産者、あとJA、あと加工者、東洋さんとか誠耕園さんとかおいでますので。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。質問は簡潔にお願いします。

○7番（高橋 淳君） はい。分かりました。

研究機関とか県等に、関係者に働きかけて協議検討しなければならないと思うんですけども、町長の見解をお聞かせください。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、隔年結果があつて生産量が安定しない中ではあります、今回

のような大豊作のときに、生産者も業者も困るといったようなことですので、議員からご指摘があったような対策について、県とも十分協議しながら、発酵食品研究所の力も借りながら検討してまいりたいと思います。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） よろしくお願ひします。

あと、2つ目の質問ですけれども、二次交通の整備をということで、オリーブバスが運転手がいないというような厳しい状況の中で、昨年の4月、それから8月、それから今年の4月のダイヤ改正を行いました。昨年8月のダイヤ改正では、日曜・祭日の運休便をつくったと。4月のダイヤ改正では、11月21から30日の10日間のみ池田港ターミナル前から紅雲亭の寒霞渓急行線を運行して、運休期間もありますけれども、その他の期間は草壁港から紅雲亭まで無料シャトルバス運行で対応するようになりました。また、土庄から馬越の四海線、これは土庄町の町営バスで対応するというふうに変更になりました。

オリーブバスは、運転手不足で減便せざるを得ない状況で、便数が減って、タクシーも夜の9時までしか運行していません。島民の足であるバスの便数を確保するよう、オリーブバスを補助金等で支援しながら、ライドシェアとか、地域交通を補完する手段を考える必要があると思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員から二次交通の整備についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、オリーブバスでは2024年問題への対応として、これまで3回にわたり減便を伴うダイヤ改正を実施し、今年度からは寒霞渓急行線の運行期間短縮や四海線の廃止により、両町が町営バスを運行しているところであります。

最大の課題である運転手確保に向けては、4月の運賃改定に併せて処遇改善を行いまして、9月からは地域おこし協力隊を採用し、ドライバーとしてご活躍をいただいております。これにより、運転手の時間外労働の削減や休日の拡大など労働環境の改善につながっておりますが、今後も持続可能な運行体制の構築に向け、町としては全面的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、タクシーにつきましては、午後9時までの運行を11時まで延長できないか、交通事業者と交渉を続けておりますが、ドライバーの勤務終了後から勤務開始までの休息時間の確保が困難となる側面から、現時点では協力を得るに至っていないのが状況でございます。あわせて、ライドシェアの取り組みについても、事あるごとに協議を進めておりますが、ご理解をいただけない状況が続いており、今後も粘り強く交渉を続けてまいりたいと

考えております。

また、寒霞渓無料シャトルバスにつきましては、来年度中には自家用有償運送に切り替え、寒霞渓へ向かわれる方からは通常の運賃をいただくこととし、併せて草壁本町・神懸通地域にも停車することで、住民の皆様にも低廉な運賃でご利用いただけるよう、運行方法の見直しを進めているところでございます。

私は、住民の暮らしに直結する公共交通は小豆島の持続性に欠かせないものであると考えております。まず、路線バスを基幹的な公共交通機関として持続可能な形で維持し、バスで担えない部分はタクシー、ライドシェア、シェアサイクル、レンタカーなど多様な手段で補完し、移動手段を確保してまいりたいと考えております。

現在、神懸通地域の65歳以上の方を対象に公共交通に関するアンケート調査を実施しております、住民の皆様の率直なご意見を伺いながら、利用しやすく実現可能で持続性のある公共交通の仕組みを構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。

観光客もいっぱい来てますし、今のこの交通体系では、このまま人が増えてくるというのも難しくなってくると思うんで、ぜひいい方策をご検討いただきたいと思います。

あと、3番目です。草壁・高松航路の再開は。

これは、中川議員の質問に対して丁寧に町長が答えてくださいましたので、ちょっと附帯というか、附帯する質問をしたいんですけども、町長が先ほどの答弁で、走らせる業者が現れてくれれば検討するというふうなことをおっしゃったと思うんですけども、今の指定航路、草壁・高松航路の指定航路なんですかけども、これを再開するには4便が必要です。それで、現在残っているのは2便のみです。あと2便を、例えば30分ルールを見直すとか、どこから便を持ってきて4便にしないと指定航路である草壁・高松航路の再開はできません。

町民の要望がある航路ですし、島の発展に重要な航路だと思いますんで、草壁・高松航路を走れるという業者が現れたときには、いろいろ調整が必要だと思うんで、県とか業者とか、いろんなところへ働きかけて実現するようにお願いしたいと思います。以上で質問は終わりります。

---

○議長（谷 康男君） 次、高尾豊弘議員。

○2番（高尾豊弘君） 2番高尾です。通告に従いまして、1問質問させていただきます。

歴史資料は、地域の歴史を物語る大切なものであり、これらを保存し、将来に継承していくことは大変重要なことと考えます。

町では、平成25年頃から古文書等調査保存事業として、町内の古文書についての調査を行い、報告書も刊行しています。報告書では、町有の歴史資料や住民に呼びかけて収集したもの等を対象としたと記載されています。

これを踏まえて、以下の点についてお聞きします。

古文書類は、どういった形で保存されているのか、どういった活用がされているのか。また、住民の求めに応じて閲覧することができますか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高尾議員から、古文書等の保管、閲覧等の現状についてご質問をいただきました。

本町では、平成25年度から平成30年度にかけて古文書等調査保存事業を実施し、町が所蔵する古文書類のほか、広く住民にも呼びかけて、旧家で所有している古文書についても調査を行い、適正に保存するための処理をしております。

事業の実施に当たっては、徳島文理大学文学部元教授であり、小豆島出身の橋詰茂先生を中心に、県内の有識者、愛媛大学の学生にもご協力をいただいて、最終的に報告書の形で成果の報告を行っております。

現在の古文書等の保管場所についてですが、町有のものについては、勤労青少年ホームの旧事務室において、古文書保存用の封筒や専用箱の中で保管しております。

次に、活用面についてですが、町立図書館の郷土資料室を活用し、古文書のほか、絵画や昔の生活用具などを展示したミニ企画展を行っており、今年は旧池田村の庄屋であった岡田家文書を展示しております。

また、古文書の閲覧については、配慮すべき情報が含まれるおそれがあることから、原則公開は行っておりません。しかし、歴史等の研究や他の資料館での展示を目的とした場合など特別な理由がある場合は、目的などの確認を行い、適正と判断した場合は、写真などで閲覧することや貸出しすることも可能と考えておりますので、生涯学習課にご相談いただければと思います。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 住民の中には、古文書等に興味を持っている方も多いと聞きました。

た。これからも企画展等を行っていく予定はありますか。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 貞二君） 古文書等の企画展示につきましては、町広報で連載しております小豆島町の文化財に併せて、ミニ企画展として令和2年度から図書館の郷土資料室等で企画展示を行っております。

具体的に申しますと、町が所有している古文書や絵画、それから民俗資料、考古資料等を分かりやすく解説しております。現在は旧池田庄村屋家である岡田家文書展を行っております。この企画展は、文化財保存活用地域計画の中でも規定しております。地域の宝物に触れることができる貴重な機会の創出と位置づけております。

引き続き、古文書等の資料を用いた企画展示を継続して実施してまいりたいと考えておりますので、高尾議員におかれましても、ぜひご観覧いただけたらと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 個人情報や表現などいろいろ配慮していきながら、次世代につないでいけるようお願いします。私も見に行きました。いろいろ勉強させていただき、次世代へつなげていきたいと思います。以上で質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 5番、羽田満議員。

○5番（羽田 満君） 5番羽田です。3点、お伺いをいたします。

1点目、幼稚園・保育所の統合への取り組みはということで、内海地区小学校の統合は、建物、周辺環境等を含めて計画どおり順調に進められている。次の喫緊の課題である幼稚園・保育所の統合は急がれるところだと思いますが、現在の状況、見通し、今後の取り組みはどのように考えていますか。よろしく。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から内海地区の幼稚園・保育所の統合についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、内海地区の幼稚園・保育所の統合につきましては、認定こども園として整備を進めたいと考えております。まずは、総合教育会議において認定こども園の整備を進めること、また建設場所を決定したいと考えており、建設候補地につきましては、町有地の有効活用と十分な面積の確保といった観点から、統合後の3小学校跡地が有力な候補地になると考えております。

今後、早い時期に総合教育会議において、こども園の整備と建設場所についてご承認いただければ、施設の規模や機能、事業スケジュール等を順次ご協議いただき、設計や既存建物の解体撤去を実施した後、認定こども園の整備に着手したいと考えております。

具体的な開園時期につきましては、できるだけ早くとは考えておりますが、既存建物の解体撤去が令和9年4月の統合小学校開校の後になりますことから、現段階では令和11年4月の開園を目指し進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。

なかなか総合教育会議が開催されないと具体的なあれは出ないというお話だと思いますけれども、令和11年ということで、次の任期のときに話ができるということでおろしいですかね。

園児、保育所、幼児の今からの部分を見ますと、本当に急がないと駄目ということありますので、より一層スピード感を持ってやっていただきたいなと思っております。できるだけ、例えば令和11年であれば、コラムでも結構ですので周知をしていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、2問目、社会体育施設等のあり方方針の見直しはということで、これは2回目なんですが、令和4年4月に社会体育施設のあり方方針を策定していますが、内海地区の小学校統合は令和9年4月開校を目指して進む中で、各小学校の施設をどうするかによって町内各施設のあり方も大きく変わってくると考えます。

現在の進捗状況を含めて、あり方方針の見直しも必要と思われますが、どのように進めていくのか。また、廃止方針の勤労青少年ホームの現況はどうなっていますか。よろしくお願ひします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から、社会体育施設等のあり方方針の見直し等についてご質問いただきました。

令和4年4月に策定した社会体育施設等のあり方方針は、町内の体育館や公民館等について、施設を取り巻く課題等を整理し、施設ごとに方針を定めたものでございます。

あり方方針では、対象施設のうち、勤労青少年ホーム、中山体育館、内海体育館の3施設を廃止の方向で協議を進めるとし、地元自治会や関係者と協議を行うようになっております。なお、公民館のあり方については、別途検討を行なうとしております。

3施設につきましては、特に建築年が古く、また老朽化も進んでおりますことから、廃

止の方向で順次地元や関係者と協議を進めてまいりたいと考えており、中山体育館については具体的な協議を進めているところでございます。

今後は、公民館を含めて、統合後の小学校跡地やこども園を整備した場合の幼・保の跡地活用もありますので、教育施設全体のあり方について、今年度中に役場内にワーキンググループを設置したいと考えております。このワーキンググループの議論を踏まえ、教育施設のあり方についての検討委員会を設置する予定でございます。

特に、公民館については、耐震性や老朽化の問題もあり、早く方向性を決めたいとは考えておりますが、これまでの公民館としての歴史や取り組みも様々であることから、地元の意向をお伺いしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在の進捗状況につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 貞二君） 私からは、現在の進捗状況についてご説明させていただきます。

あり方方針の中で廃止の方向性が示された3施設のうち、最も老朽化が進んでいる中山体育館から協議を進めております。

5年度から地元中山自治会と協議を重ねておりまして、中山体育館の廃止、それと中山分館の池田公民館への機能統合について合意を得ております。中山分館を農村歌舞伎の倉庫として活用することとし、中山分館の部分改修をするため、本議会に補正予算として計上させていただいております。令和8年度以降に中山体育館を解体する予定でございますが、中山分館の収納状況に応じて、収納スペースが不足するのであれば、倉庫の建設も検討することとしております。

今後、勤労青少年ホームにつきましては、地元や関係者と協議を進め、ご意見、ご要望をお伺いした上で、廃止、解体の方向性で進めたいと考えております。また、内海体育館は、令和9年4月以降は統合小学校の体育館や廃校後の3小学校の体育館の活用は可能となりますので、これも廃止、解体の方向性で進めたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。

町長の答弁の中で、ワーキンググループをつくって、公民館も全て含めた中での位置づけという方向でいくということになりますが、勤労青少年ホームの話ですが、いつ頃になりますかね。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 貞二君） 勤労青少年ホームの今後の話につきましては、何度か羽田議員からご質問をいただいております。

先ほども町長からも答弁ありましたように、今年度中にワーキンググループを先、役場庁舎内に立ち上げて協議していくということでございます。と申しますのが、あり方方針が出たときは、中山体育館でありますとか勤労青少年ホームが廃止の方向性が出まして検討を進めていくということでございましたけども、まず一番古い中山体育館について協議を進めて、ようやくその話がついてきたということでございますので、次に勤労青少年ホームにうつるんですが、今言ったように、小学校の統合の話が令和9年4月が出たということになりましたので、それも踏まえまして、併せてワーキンググループで話をしながら進めていきたいということございます。

現在、地元自治会からもお話を聞いておりますんで、今の現在ですとご意見を伺うだけになってしまいますので、こちらとしてスケジュール感とか、そういうふうなことをお示しするのがもう少し時間がかかるかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。

相当期間的には遅れるという理解でよろしいですか。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 貞二君） 地元自治会への協議とか、お話のご意見を伺うこと自体は、別に問題はないと思うんですけども、例えばいつ廃止の方向になるかというスケジュール的な部分については、ワーキンググループで一度お話をした上で、検討委員会に持っていた時期になるのかということで、少し時間がかかるかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 自治会のほうにも都合がありますんで、できれば大体これぐらいかというのを自治会とお話しする中でお示しいただけたらと思っております。

それから、勤労青少年ホームが出たらこれを聞かないかんのですが、漏水の件はもう直さないという結論が出とんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 貞二君） 漏水の話も何度か質問をいただいとるというふうに思います。

私も4月から来まして、漏水のことについては引継ぎを受けておりますので、こちらからも調査をさせていただきました。

まず、漏水調査ができるないかということで、いろいろ専門的なところに相談しますと、最低でも調査だけで15万円ぐらいかかるんですが、話をしますと、調査をしても漏水箇所が分かるかどうかは分からないと。まして、施設でありますんで、普通の道路と違ってなかなか難しいところがありますので、なかなか難しい。仮に分かったところで、何百万円かかるか何千万円かかるか分からないというところもございますので、それについてはちょっと今保留させていただいて、トイレの使用については西村公民館を使用させていただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） いつまでか分からんのに直さんということですよね。

あのときにご回答いただきとんは、利用団体等からどうしても直してくれという話があれば検討いたしますが、安価な場合であればその方策を探っていきたい。現実、僕も素人ですんで分かりませんが、安価の場合というのは100万円程度ということであれば修繕して使用していくというようなご回答をいただいております。

何回も言いますが、私は素人ですが、本管から、どうせ潰すんですから格好は要らんのであれば、トイレに直つないでいくとかいうことは可能やったら調査は要らんのですよ、実際は。料理教室も直パイプを持っていけば、それでそこに穴を開けていいけるんであれば、そんなにむちやくちゃ、いらんと思いますんで、またご検討ください。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 貞二君） その件につきましても、前回ご質問をいただいたかなと思っております。

まず、トイレ関係について何とかできないかということで、私のほうも考えまして、仮設トイレの設置ができるないかということで当然調べました。屋外のどこに直結してという形でということで見積り等取りますと、軽く見積もっても60万円かかるというふうな感じでございました。直結する方法もなきにしもあらずということで、それも考えとんすけど、利用箇所がどこなのか、例えば調理室だけにするのかによっても全く変わってきますので、それに併せて、先ほど申しましたワーキンググループの中でこういう話を、本当にそれを費用をかけていって、かけるかどうか分かりませんけど、やれるかどうかいうのを一度相談させていただきたいと思ってます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田　満君）　ワーキンググループの検討を受けて、社会体育施設のあり方方針も見直すという理解でよろしいですか。いや。そう理解しときますんで、回答はよろしいです。

次、3点目です。

これも前、5年6月ですんで2年ぐらいたつんですが、西村と草壁の農免道路接続による国道のバイパス構想はということで、災害等により草壁港から西村清水バス停の国道436号線が使用できなくなれば、迂回路がないため町が2分され、大きな影響を及ぼすことが想定されます。香川県では、香川県道路啓開計画を策定しており、土庄港から坂手港までの国道436号線や県道坂手港線を1次啓開ルートと指定し、発災後おおむね24時間をめどに開通させる路線となっている。しかし、災害は常に人智の想定外であり、被災後のバイパス道路として避難所、補給道、また国道バイパスとして西村農免道路と草壁農免道路の接続が必要であると考えます。

令和5年6月議会において同様な質問に、接続道路は重要なご提案として、国や県とも相談しながら実現に向けた研究や要望に努めてまいりたいと考えておりますと町長にご回答をいただきました。大きな災害による被災情報に接するたびに、今回の青森、北海道地震、直近にありましたが、緊急輸送体制を早期に確立することが必要であると再認識していますが、ぜひとも実現いただきたいが、どうでしょうか。

○議長（谷　康男君）　町長。

○町長（大江正彦君）　羽田議員から、草壁農免道路と西村農免道路を結ぶバイパス道路の必要性についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、主要幹線であります国道436号が万が一使用できなくなった場合に、代替となるバイパスの必要性は高く、この点につきましては私も全く同感でござります。

一方、過去に答弁しましたとおり、現在このバイパス整備の事業化につきましては、その事業規模、それから財政負担、マンパワーの不足といった観点から、町の単独で実施するのは非常に難しいと考えております。

こうしたことから、町に代わって県が事業を実施する都道府県代行制度を活用し、県が事業主体となって実施していただくよう、町長就任以来、毎年県に要望しているところであります。現時点ではいい返事がいただけません。ただ、過去にはこの制度を活用して、内海地区の猪谷池から寒霞渓紅雲亭駅までの道路、それから池田地区の丸山峠からふるさと村へ降りていく道路など整備実績はございます。

しかしながら、災害はいつ起こるか分からず、一方でこうした新規の道路整備事業は、一般的に測量、道路設計、用地買収、工事着手という手続を踏んでまいりますので、完成までには長期間を要します。こうした時間軸の認識から、県としては、まず国道436号を守る対策が急務であるとのことでございまして、現在国道山側の一部未対策区間におけるのり面対策工事を実施する予定と聞いております。

これと併せて、議員もご指摘のとおり、ソフト対策である香川県道路啓開計画の充実も大変重要な課題であると認識しております。

バイパス整備は極めて重要な施策であるという認識は持ちつつも、災害に強いまちづくりを実現するため、その他のあらゆる防災・減災対策につきましても多角的に充実させていく必要があると考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、香川県道路啓開計画及び地震・津波対策の現状につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 私からは、香川県道路啓開計画及び地震・津波対策の現状についてご説明申し上げます。

香川県道路啓開計画では、議員ご指摘のとおり、土庄港から坂手港までを結びます国道436号や県道坂手港線が1次啓開ルートとして指定されています。このルートは、発災後おおむね24時間を目途に緊急車両の通行に必要な最低限の幅員を確保できるよう、具体的な手順が定められているところです。毎年、実動部隊でございます建設業協会、国、県、市町が合同で情報伝達訓練などを実施して、有事に備えた体制の確立に努めているところです。

次に、地震・津波対策です。香川県では、平成27年3月に地震・津波対策海岸堤防等整備計画を策定し、対策が必要な箇所について、その背後地の状況や護岸の高さなどを勘査して、整備の優先度をつけ、令和6年度までの10年間に完成させるⅠ期と、それ以降に整備する箇所に分けて順次整備をしているところです。バイパス道路区間であります草壁港から西村の清水地区につきましては、Ⅰ期計画で整備する箇所となっており、完成しているところです。

最後に、防災・減災対策につきましては、ハード整備、ソフト整備、またすぐにできるもの、長期的に時間を要するもの、多額の費用がかかるものなど様々でございます。町といたしましたも、個々の対策必要箇所や地域の特性に応じて、どの方法が最も効果的であ

るかを総合的に勘案し、最適な備えを進めてまいります。

つきましては、議員各位におかれましても、多角的な視点での防災への取り組みについて、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございました。

できれば、これは県にお願いせないかんのか分かりませんけど、優先順位を一つでも二つでも上へ上げていただきたいと。町長は、努力しとるんは分かるんですが、またよろしくお願ひいたします。

それから、これは余談ですが、第1次国土強靭化実施中期計画、町長コラムに載つとつたんですが、こういう範疇には入らんのんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 大きな意味では、全て防災の関係ですんで、地震・津波対策とか、町長が言ってた土砂崩れ対策なんかについても、要は防災の関係ですんで、大きな意味でいうと入ってくるかと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） 質問は終わりですか。終わりました。

○5番（羽田 満君） 終わりです。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午後0時02分

再開 午後0時59分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 議案第80号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第81号 令和7年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)

日程第6 議案第82号 令和7年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号)

日程第7 議案第83号 令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（谷 康男君）　日程第4、議案第80号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）から日程第7、議案第83号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）までは相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君）　議案第80号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は2億4,686万2千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費23万1千円、総務費1億7,756万2千円、民生費893万3千円、衛生費745万9千円、農林水産業費41万8千円、商工費1,551万1千円、土木費304万1千円、教育費3,370万7千円となっております。

詳細につきましては担当課長から説明いたします。

また、議案第81号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第82号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案第83号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましても、それぞれ担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君）　日程第4、議案第80号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君）　議案第80号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の3ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,686万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億1,275万4千円とするものであります。

第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正であります。

7ページの第2表債務負担行為補正をご覧ください。

追加する事項につきましては、第2期G I G Aスクール構想推進事業であり、期間は令和8年度、限度額を4,954万4千円にするものでございます。

本事業につきましては、令和2年度に小・中学校へ導入した学習用タブレット端末が更新の時期を迎えており、円滑な機器の導入とコスト削減を図るため、香川県が共同調達を実施するに当たり、令和7年度中にプロポーザルの公告を実施するため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

また、タブレット購入に併せてデジタルドリル教材、クラウド型ウェブフィルタリング

サービスについても県の共同調達に参加し、コスト削減を目指してまいります。

導入の内訳として、小学校はクロームブック546台、3,063万1千円、中学校がクロームブック294台、1,649万4千円を予定しており、財源として3分の2が県補助金、3分の1が一般財源となってございます。

また、デジタルドリル教材、クラウド型ウェブフィルタリングサービスについては、小学校は480アカウント程度、157万1千円、中学校が260アカウント程度、84万8千円を予定しており、財源は全額一般財源でございます。

次に、第3表地方債補正をご覧ください。

まず、追加でございますが、防災施設整備事業につきましては、庁舎西館の非常用発電設備用直流電源装置の更新工事を実施するものでございます。具体的には、直流電源盤を更新し、災害時の電源確保を図るもので、財源として緊急防災・減災事業債4千万円を追加発行するものであります。

次に、変更につきましては、三都分団小型動力ポンプの更新につきまして、当初予算でご議決を賜っておりますが、消防団設備整備費補助金68万円の交付決定を消防庁長官からいただいたことから、辺地対策事業債の限度額を70万円減額し、130万円に変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）説明書の10ページ、11ページをお開き願います。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明申し上げます。

初めに、今回の補正予算につきましては、例年どおり人件費の補正が含まれております。人件費につきましては、当初予算措置後の人事異動等の要因、あるいは育休、年度途中の退職、人事院勧告などによって補正の必要が生じておりますが、その概要を冒頭に一括して申し上げ、科目ごとの説明は省略させていただきたいと存じます。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年に成立・施行され、税務システムをはじめ、住民記録、選挙管理、国民年金、国民健康保険、介護保険など18の行政システムが全国統一となり、令和8年2月24日から運用を開始する予定でございます。

当初予算では、標準化への移行時期や追加で発生する費用が不透明であったことから、補正予算にて対応させていただきたい旨、3月定例会でご説明しておりますが、シス

ム会社との交渉の結果、3月分の電算委託料、クラウド利用料、システム利用料、各種の用紙代等が決定したことから、それぞれの科目において増額となる費用を計上してございますが、こちらも全体の概要を申し述べ、科目ごとの説明は省略させていただきます。

まず、人件費の概要でございますが、正規職員に係るものが全体でマイナス209万4千円の減、会計年度任用職員に係るものが全体で20万5千円の増となっており、人件費トータルではマイナス188万9千円の減でございます。

正規職員の人件費につきましては、当初予算編成後の退職者8名、育休5名の発生による減、当初予算編成後の追加採用者4名の発生による増がございまして、トータルとして減額となってございます。また、本年度の人事院勧告による給与改定の内容を申し上げますと、月例給は3%程度、平均で約1万円の増、期末勤勉手当は0.05月分の引上げとなつており、この給料改定影響額は2,211万2千円、期末勤勉手当の影響額は841万2千円となってございます。

会計年度任用職員につきましては、当初予算に計上していなかった職員5名の採用、当初予算に計上していたものの人事配置により採用を見送った3名の減があつたことから、報酬では318万5千円の増、期末勤勉手当等では300万6千円の減となっており、トータルでは微増となってございます。

次に、情報システムの標準化につきましては、当初予算に計上した3月一月分の費用と今回の標準化によって増額となる3月一月分の費用との差額をそれぞれの科目に計上しており、全体では843万3千円の増となってございます。

なお、令和8年度の予算につきましては、12か月分が必要となることから、毎年度約8千万円の費用が追加で発生することになり、決算特別委員会で申し上げたとおり、本町の財政運営に極めて大きな影響が生じてまいります。

端的に申し上げますと、軽自動車税の全額を失う規模でございます。このため、追加で発生する費用につきましては、その全額を国の予算において補填がなされるよう、町村会を通じて強く要望してまいりますが、町議会におかれましてもご支援を賜りたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、標準化に係る補正予算につきましては、補正予算説明書の説明欄字句に網かけをしてございます。

それでは、人件費標準化以外の補正内容を説明いたします。

まず、ページの中ほどより上になります、2款総務費、1項2目文書費、11節役務費150万円につきましては、町から住民、事業者の皆様へ送付する文書の郵送料について予

算が不足することから追加の予算をお願いするもので、財源は一般財源であります。

次に、その下の6目財産管理費、10節需用費2,622万4千円につきましては、庁舎の浄化槽レーキかき寄せ機を旧内海病院時代から29年間交換しておらず、保守点検業者から故障の可能性を指摘されたことから緊急修繕を実施するものでございます。レーキかき寄せ機は、浄化槽の堆積した沈殿汚泥を収集、除去するための装置であり、故障した場合、浄化槽の機能停止につながることから、早急な対応を実施したいと考えており、財源は一般財源であります。

その下の14節工事請負費4千万円につきましては、地方債補正で申し上げたとおり、庁舎西館の非常用発電設備の直流電源装置の更新工事を実施するものでございます。具体的には、直流電源盤を更新し、災害時の電源確保を図るもので、財源は緊急防災・減災事業債であります。

その下の17節備品購入費202万4千円につきましては、ビル管理法に基づき、空気環境測定を実施するよう小豆保健所から指摘を受けたことから、2か月に1回、庁舎22か所の空気環境を測定する器具購入の費用を計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、2行飛ばしまして、14目公共交通対策費、10節需用費114万5千円と12節委託料185万5千円につきましては、寒霞渓シャトルバスの運行日数拡大に要する燃料費、車両修繕、運行業務委託料を追加計上したものでございます。具体的には、オリーブバスの運転士不足により、寒霞渓線がほぼ廃止の状況に陥ったことから、寒霞渓へのアクセスを継続するため、シルバー人材センターに委託する形で町が無料シャトルバスを運行しております。当初予算では、これまでの運行日数を参考に、11月30日までの年間186日を予定しておりましたが、冬場の観光振興を推進し、持続可能な観光の島を目指していくため、ロープウェイの運休期間を除き、運行日数を106日追加し、年間292日まで拡大するものでございます。

なお、財源につきましては、草壁財産区からの繰入金、事業者負担、ふるさとづくり基金であります。

次に、その下の23目合併20周年記念事業費、12節委託料1億1千万円につきましては、来年3月21日は小豆島町が誕生して20周年となります、20周年を記念する事業を庁内で検討していたところ、企業版ふるさと納税を活用した寄付の申出があったことから、寄付金を活用し、20周年イベントを開催するものでございます。具体的には、来年3月を20周年月間と位置づけ、花火大会、スカイランタンショー、ドローンショー、ドラゴンショー等を随時開催し、住民の皆様と20周年を祝い、次の10年、20年に向けて、町と島の発展を

祈願するものでございます。加えて、持続可能な観光振興、具体的にはナイトコンテンツの造成による宿泊型観光を推進し、観光消費額を高めることによって地域経済の発展を目指していく大きなきっかけにしたいと考えてございます。

次に、ページをめくっていただきまして、12ページの一番下になります、5項統計調査費、2目受託統計調査費、1節報酬55万4千円から、ページをめくっていただきまして、15ページの一番上、12節委託料4万5千円につきましては、10月1日を基準に実施されました国勢調査において、賃金上昇等に伴い、県からの委託金が増額となったことから、指導員、調査員、職員時間外勤務手当と事務費を追加計上したもので、財源は全額県支出金でございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、10節需用費144万5千円につきましては、サン・オリーブ屋上の湯気排出塔が、経年劣化により外壁の一部が爆裂していることから緊急補修を実施するもので、財源はサン・オリーブ大規模修繕等準備基金であります。

次に、ページをめくっていただきまして、16ページの一番上、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節扶助費214万円と、3目ひとり親家庭等福祉費、19節扶助費15万円につきましては、インフルエンザやリンゴ病等の流行により、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費が不足することから追加の予算をお願いするもので、財源は県補助金、ふるさとづくり基金、一般財源であります。

次に、ページの中ほどより下になります、4款衛生費、1項5目斎場管理費、14節工事請負費457万6千円につきましては、池田斎場の駐車場において、陥没等により駐車利用に支障が生じていることから、路盤改良と舗装修繕を実施するもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、ページの一番下、2項清掃費、2目塵芥処理費、10節需用費55万2千円につきましては、新徳本一般廃棄物最終処分場において、景観環境改善の要望があったことから、県道沿いに植栽を実施する費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

また、ページをめくっていただきまして、19ページの一番上、12節委託料311万3千円につきましては、新旧徳本処分場の計画断面を3次元データ化する業務を委託するものであります。データ化によって、残容量が瞬時に算出することが可能になることに加え、現場でスマートフォンをかざすことで、画面上に計画断面が表示され、現場作業員が埋立状況をリアルタイムで把握できるようになるものでございます。

なお、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、3項水道費、1目上水道費、18節負担金補助及び交付金79万1千円につきましては、小豆島中学校横の消火栓において漏水が発生し、緊急修繕の工事を実施したことなどから、香川県広域水道企業団への工事負担金の追加をお願いするもので、財源は水道基金でございます。

次に、ページの中ほどより下になります、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金67万7千円につきましては、資材価格等の高騰により厳しい経営環境にある農業者を支援するため、農業経営収入保険に加入する農業者に対し、保険料の一部を補助する緊急対策を実施するものでございます。具体的には、保険料の2分の1を補助し、補助上限は10万円、対象となる農業者は26事業者を予定しており、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、ページの一番下、3項水産業費、1目水産業振興費、ページをめくっていただきまして、21ページの一番上、1節報酬87万5千円から18節負担金補助及び交付金15万円につきましては、池田漁業協同組合が熱心に取り組まれております小豆島天領真牡蠣のさらなる生産拡大、ブランド力の向上、販路拡大、新たなメニュー開発等を支援するため、地域おこし協力隊員を採用し、漁協へ派遣する費用を計上したものでございます。

なお、財源につきましては、一般財源でございます。

次に、7款商工費、1項1目商工総務費、10節需用費49万7千円につきましては、オリーブナビ小豆島の自動ドア開閉が経年劣化によって不具合が生じていることから、コンセントの漏電対策と併せて緊急修繕を実施するもので、財源は一般財源でございます。

次に、4目観光施設費、10節需用費283万8千円につきましては、小豆島ふるさと村のオートキャンプ場にありますキャビン4棟にエアコンを新設する費用に加え、ファミリープールのろ過器ポンプが故障したことから緊急修繕を実施し、併せて室生体育館の水銀灯が球切れしていることからLEDへの交換を実施するもので、財源は小豆島ふるさと村整備運営基金でございます。

また、18節負担金補助及び交付金685万円につきましては、二十四の瞳映画村の入り口受付業務をデジタル化し、利便性の向上とコスト削減を推進するため、受付施設の一部改修を実施し、自動券売機2機と対面スマートレジ1機の導入費用に対し補助するもので、財源は岬の分教場整備運営基金でございます。

次に、ページをめくっていただき、一番下になります、10款教育費、2項1目学校管理費、ページをめくっていただきまして、25ページの上から6行目になります、10節需用費

57万6千円につきましては、池田小学校プールろ過器が故障したことから緊急修繕を実施することに加え、グラウンド野球ベンチ上屋が老朽化し、危険な状態になっていることから、解体撤去する予算を計上したもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金10万円につきましては、苗羽小学校音楽部に対し17の企業団体から寄付があったことから、学校振興補助金として同額を助成するものでございます。

次に、3目放課後児童クラブ事業費、10節需用費25万3千円につきましては、池田放課後児童クラブの園庭にある遊具が経年劣化により危険な状態にあることから、解体撤去する費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費48万1千円につきましては、小豆島中学校体育館の電動カーテンが故障し、開閉ができない状態になっていることから緊急修繕を実施するもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、4項就学前教育費、1目子育ち共育費、12節委託料42万4千円につきましては、私立保育所運営の公定価格において1歳児の職員配置改善加算が6対1から5対1に改善されるため、措置費等を算定するシステム改修を実施するもので、財源は一般財源でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、一番上、3目小豆島こどもセンター費、10節需用費604万6千円につきましては、センター厨房機器のうちIH調理器、チームコンベクションオーブン、ティルティングパンが経年劣化によって、それぞれ動作不良を発生していることから更新を行うことに加え、温水器の移設と1歳児保育室の畳替えの修繕に要する費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、4目保育所費、10節需用費24万1千円につきましては、内海保育所の門扉開閉と厨房シンクに不具合が生じていることから緊急修繕を実施するもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、5項社会体育費、1目社会教育総務費、17節備品購入費46万6千円につきましては、保護者や子供たちから好評をいただいておりますキッズスポーツパークK i S P a ! の安全確保とさらなる魅力向上に向けて、フロアマットをはじめ、わんぱくサーキット、バランスクッショングを購入する費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、2目公民館費、10節需用費408万9千円につきましては、三都公民館玄関前の階段部分が沈下し、段差が生じていることから、緊急修繕費として40万7千円を計上してお

り、財源は一般財源でございます。また、中山分館を池田公民館へ集約することに伴い、中山分館を自治会管理の歌舞伎倉庫として活用していくため、衣装、道具類を保管する収納棚の設置とトイレの洋式化等を実施する費用として368万2千円を計上しており、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、真ん中より少し上、6項保健体育費、2目学校給食施設費、10節需用費1,496万2千円につきましては、物価高騰の影響により給食の高い材料費が高騰しており、予算が大幅に不足することから追加の予算をお願いするもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、3目海洋センター費、10節需用費8万8千円につきましては、内海B&G海洋センターのプール配管が腐食し、漏水していることから緊急修繕を実施するもので、財源は一般財源でございます。

最後に、4目体育施設費、10節需用費380万1千円につきましては、池田体育館南面の電動カーテンが故障し、一部開閉できない状態にあることから緊急修繕を実施することに加え、バリアフリートイレの扉に不具合が生じ、開閉に支障を来していることから、スライドレールの交換修理を実施するもので、財源は全てふるさとづくり基金でございます。以上、議案第80号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第80号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第5、議案第81号令和7年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第81号令和7年度小豆島町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の8ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ235万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ18億428万5千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の38、39ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、市町村事務処理システムの標準化移行に伴い、限度額認定証等の様式変更により10節需用費12万7千円、標準システム運用委託料の増により12節委託料13万4千円、ベンダークラウド利用料の増により13節使用料及び賃借料として30万7千円を増額補正するものでございます。

次に、2項1目賦課徴収費につきましても、標準化移行に伴い、様式変更による納入通知書等の用紙代として、10節需用費76万6千円を増額補正するものでございます。

なお、財源につきましては、一般管理費、賦課徴収費共に一般会計からの繰入金を充当いたします。

次に、5款積立金、1項1目財政調整基金積立金につきましては、利率変更により財政調整基金利子の収入増が見込まれることから、102万円を増額補正し、基金に積み立てるものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第81号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第81号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号令和7年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第6、議案第82号令和7年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第82号令和7年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の10ページをお願いいたします。

第1条では、既定の額に歳入歳出それぞれ76万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億6,633万1千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の48、49ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業特別会計につきましても、市町村事務処理システムの標準化に伴う増額補正が理由となっておりまして、1款総務費、1項1目一般管理費で、標準システム利用料として、13節使用料及び賃借料46万9千円、次の2項1目徴収費では、様式変更に伴う納付通知書の用紙代として、10節需用費29万4千円を増額補正するものでございます。

財源につきましては、一般会計からの繰入金を充当いたします。以上、簡単ではございますが、議案第82号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号令和7年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

次、日程第7、議案第83号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第83号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の12ページをお聞き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ21億4,402万8千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）説明書によりご説明いたします。

説明書の56ページ、57ページをお開き願います。

初めに、歳入の補正でございます。

7款繰入金、1項5目その他一般会計繰入金の1節事務費等繰入金について、一般会計からの繰入金を19万円増額し、歳出増額分の財源とするものでございます。

次に、58ページ、59ページの歳出の補正についてご説明いたします。

1款総務費、2項1目賦課徴収費の13節使用料及び賃借料について19万円の増額としております。これは、既存の介護保険情報システムの標準化対応に必要となるシステムパッケージ及びベンダークラウド利用料の増額分を補正予算として計上するものでございます。以上で議案第83号の説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第84号 小豆島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第84号小豆島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について提案理由を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第84号小豆島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、こども誰でも通園制度が新たに創設されたことに伴い、児童福祉法の規定に基

づき、当該事業の設備や運営に関する基準を規定する必要があるため、本条例を新たに制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 議案第84号小豆島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の14ページからをご覧ください。

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所等に通っていない満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件等を問わず、柔軟に保育所等の利用を可能とする乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準について新たに定めようとするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。

第2条は、本条例の用語は法律の例によることとしております。

第3条及び第4条は、最低基準やその向上に関する規定でございます。

第5条は、利用乳幼児の人権の配慮等の事業者の一般原則を定めております。

第6条は、非常災害対策。

第7条は、安全計画の策定。

第8条は、自動車を通行する場合の利用乳幼児の所在の確認について規定をしております。

第9条から第11条は、事業者の職員の一般的条件、知識及び技能の向上及び職員の兼務について規定しております。

第12条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則を規定し、第13条は虐待を防止することを規定しております。

第14条、第15条は、実施に当たっての衛生管理等を定めております。

第16条から第19条は、事業者が事業実施に当たって整備しておかなければならぬ規程、帳簿、秘密保持、苦情対応などについて規定しております。

第20条は、乳児等通園支援事業の区分を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の2つとすることを規定しております。

第21条から第24条は、一般型乳児等通園支援事業を実施するに当たっての必要な事項を規定しており、第25条は余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業者の基準を定めています。

また、第26条は、第23条及び第24条については、一般型乳児等通園支援事業の規程を余裕活用型乳児等通園支援事業に準用することを規定しております。

第27条は、雑則として、事業を実施するための書類については、書面に代えて電磁的記録により行うことができるることを規定しております。

附則として、施行日は公布の日からとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） この内容っていうのは、これまである一時預かり事業とはどのように違うんですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 一時預かり事業につきましては、どちらかといえば保護者の都合によって子供たちを預けるといったものでございますけれども、こちらの乳児等通園支援事業につきましては、子供たちの育ちを応援し、子供に良質な生活環境を整備して、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での子育ての支援を強化する目的で創設されたものでございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号小豆島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については教育民生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第85号 小豆島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第85号小豆島町特定乳児等通園支援事業の運

営に関する基準を定める条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第85号小豆島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、こども誰でも通園制度に対応した給付制度として、乳児等のための支援給付が創設されたことに伴い、子ども・子育て支援法の規定に基づき、給付制度の対象となる基準を規定する必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 議案第85号小豆島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の23ページからをご覧ください。

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所等に通っていない3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件等を問わず、柔軟に保育所等の利用ができる乳児等通園支援事業に対応した給付制度として、乳児等のための支援給付が創設され、令和8年4月から開始されることに伴い、当該給付制度の対象となる事業者で、法第54条の2第1項の確認を受けた者を特定乳児等通園支援事業者といい、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、市町村が定めた条例の基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、特定乳児等通園支援事業の運営の基準について新たに定めようとするものでございます。

内容説明させていただきます。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。

第2条は、事業者の一般原則を規定しております。

第3条は、利用定員に関する事を規定しております。

第4条から第32条までは、運営に関する基準を定めており、その主なものを説明させていただきますと、第4条が利用者との面談実施に関する事、また第12条は支払い方法に関する事、第19条は運営規程に関する事、第20条は勤務体制の確保等に関する事、第24条は虐待の禁止、第30条は事故発生の防止及び発生時の対応に関する事、第33条は雑則として電磁的記録等に関する事を規定しております。

附則として、施行日は令和8年4月1日としております。以上で説明を終わらせていただきまます。ご審議ほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号小豆島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については教育民生常任委員会へ付託することに決定しました。

ご報告申し上げます。

先ほど、羽田議員が退席されておりますが、ちょっと体調が悪いので休憩ということで伺っております。ご報告です。

~~~~~

日程第10 議案第86号 小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第86号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第86号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、子ども・子育て支援法第34条第3項の規定に基づき、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては。担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 議案第86号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の33ページをご覧ください。

本条例は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第15条は、こども家庭庁の設置により、主務大臣が変更になったことに伴い、特定教育・保育施設のうち保育所における保育の内容についての指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更になったことから、下線のとおり変更するものでございます。

第25条は、虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に第2項、第3項が新設されたことに伴い、第33条の10第1項に改正し、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が追加されたことに伴う改正でございます。

第26条は、民法第822条に規定されている親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという、いわゆる懲戒権の規定が削除されたことに伴い削除するものでございます。

第44条につきましては、第15条の改正と同様の理由による改正でございます。

附則として、施行日は公布の日としております。以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第86号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第87号 小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第87号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第87号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 議案第87号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の37ページをご覧ください。

本条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第12条は、虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に第2項、第3項が新設されたことに伴い、第33条の10第1項に改正するものでございます。

第13条は、民法第822条に規定されている懲戒権の規定が削除されたことに伴い、削除するものでございます。

第17条は、これまで児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみ家庭的保育事業を利用する前の健康診断の全部または一部を省略できていたものに、新たに母子保健法に基づく幼児健診が行われた場合が追加されたことに伴う改正でございます。

附則として、施行日は公布の日としております。以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第87号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～

日程第12 議案第88号 小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第88号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第88号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、引用条項について整理するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 議案第88号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の40ページをご覧ください。

本条例は、児童福祉法が改正されたことに伴い、小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に第2項、第3項が新設されたことに伴い、同条の規定を引用している第12条、虐待等の禁止の条文中、法第33条の10とあるのを第33条の10第1項へと改正するものでございます。

附則として、施行日は公布の日としております。以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第88号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～

日程第13 議案第89号 小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第89号小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第89号小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動に係る公費負担の限度額が引き上げられたことから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 議案第89号小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集42ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法施行令が改正され、選挙運動に係る公費負担の限度額が引き上げられましたことから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第4条第2号アの改正は、次のページになります、選挙運動用自動車の使用における公費負担の上限単価を1日当たり1万5,800円から1万6,100円に、同号イは、選挙運動用自動車に供給した燃料代の上限単価を1日当たり7,560円から7,700円に改めるものでございます。

第8条は、選挙運動用のビラの作成における公費負担の上限単価を1枚当たり7円51銭から8円38銭に改めるものです。

次のページの第11条は、ポスター作成における公費負担の上限単価の算定に用いる1枚当たりの印刷費用525円6銭から586円88銭に、またポスター作成に係る企画費を31万500円から31万6,250円に改めるものでございます。

なお、附則として、公布の日から施行するとし、適用区分として、この条例の施行日の前日までに期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第89号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号小豆島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第90号 小豆島町准看護師修学資金貸付条例について

日程第15 議案第91号 小豆島町奨学資金貸付制度等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、議案第90号小豆島町准看護師修学資金貸付条例について及び日程第15、議案第91号小豆島町奨学資金貸付制度等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については相関する案件でありますことから、一括議題とします。併せて、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第90号小豆島町准看護師修学資金貸付条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、奨学資金貸付制度等を見直し、新たに創設する奨学金返還支援制度の対象となる日本学生支援機構の貸与奨学金について、小豆島准看護学院の学生については貸与の対象とならないことから、同学院の学生を対象とする修学資金貸付条例を制定するものでございます。

また、議案第91号も同様に、奨学資金貸付制度等の見直しに伴い、関係する条例について廃止及び一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第14、議案第90号小豆島町准看護師修学資金貸付条例について内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第90号小豆島町准看護師修学資金貸付条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の46ページをお願いいたします。

本条例につきましては、先ほど町長から申し上げましたとおり、日本学生支援機構などの奨学金を対象とした返還支援制度の創設に伴い、准看護師養成施設である小豆島准看護学院が学生支援機構の貸付対象外であることから、同学院の学生に対して修学資金の貸付けを行うため、必要な事項に関して条例を定めるものでございます。

第1条は、本条例の目的について定めており、町立施設または町長が認める施設における准看護師の確保を目的としております。

第2条は、貸付対象について定めたもので、町内に住所を有し、小豆島准看護学院に在学している者に対して修学資金を無利子で貸し付けることとしております。

第3条では、貸付額を月額5万円とし、第4条では第1項で貸付け申込書の提出期限、

第2項で貸付け申込者が未成年者の場合の法定代理人の同意について規定しております。

第5条では、連帯保証人、第6条では貸付決定及び通知について、第7条では第1項で貸付方法、次の47ページ、第2項では貸付期間を准看護学院の修学年数である2年以内で町長が認める期間としております。

第8条では、借用証書の提出。

第9条では、貸付けの解除及び休止。

第10条では、貸付金の返還について、第1項で貸付け満了月の翌月から6か月を経過した月から開始し、貸付期間の2.5倍の期間で返還することとしており、第2項で返還方法、第3項で貸付け解除者の返還について規定しております。

第11条では、貸付金の返還猶予について、災害、その他特別な理由があると認められるときや、引き続き他の養成所に就学したとき、その他やむを得ない事情があると認められるときに、申請により返還の債務の履行を猶予することができると定めております。

次の48ページ、第12条では、返還免除について、業務上での死亡、または故障により業務の継続ができなくなったときや、その他やむを得ない事情があると認められたときに、申請により返還の債務を免除するとることができます。

次の第13条では、延滞金。

第14条では、借受け者から町への届出事項について。

第15条では、借受け者に対する必要書類提出の求めについて。

第16条では、委任事項について定めております。

最後に、附則といたしまして、本条例は令和9年4月1日から施行することとしております。以上、簡単ではございますが、議案第90号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、議案第91号小豆島町奨学資金貸付制度等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について内容説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 議案第91号小豆島町奨学資金貸付制度等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の54ページをご覧ください。

本条例は、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業した者の奨学金返済の負担軽減を図り、小豆島町への定住促進による地域活性化を図るため、奨学金返還支援制度を創設することに伴い、関係する条例を整備するものでございます。

第1条では、奨学資金貸付制度を見直しすることに伴い、第1号、小豆島町奨学資金貸

付条例、第2号、小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例、第3号、小豆島町奨学金基金条例の3つの条例を廃止するものでございます。

第2条は、小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

同条例の別表第1のうち、上段の表中、小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例とあるのを議案第90号で上程させていただいております小豆島町准看護師修学資金貸付条例へと改正し、その下の行の13、教育委員会の小豆島町奨学資金貸付条例による奨学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるものの記載を削除するものです。

次に、別表第2につきましても同様に改正するものでございます。

別表第3につきましては、第1欄に教育委員会、第2欄の小豆島町奨学資金貸付条例による奨学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの、第3欄、町長及び第4欄の住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるものの記載を削除するものでございます。

56ページになりますけれども、附則として、施行期日は令和9年4月1日としております。

また、経過措置として、この条例の施行日の前日までに小豆島町奨学資金貸付条例第8条及び小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例第8条の規定による貸付けの決定を受けた資金については、なお従前の例によるとしております。以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから、議案第90号及び議案第91号について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。安井議員。

○12番（安井信之君） 議案第90号のほうで、減免になるんは何年間こちらのほうで働いてもらうというふうな規定になっているのか。

それと、議案第91号で、無利子で借りられるお金は、いつ、何ぼまであるんか。その辺、お伺いをしたいと思います。ほかの団体のあれになりますけど。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第90号の免除規定についてご質問があったかと思いますが、今回の免除につきましては、就業年限というのは設けておりませんので、今まで現行制度によって就業を何年しなければ免除できないといった規定は設けておりま

せん。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 日本学生支援機構の無利子、いわゆる第1種奨学金の借り入れる上限額ですけれども、自宅通学なら月額4.5万円、自宅通学外なら5万1千円となっております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） そもそもこの奨学金制度の見直しをして制度を変えてしまう、返還支援制度にするという理由について町長にお尋ねしたいんですが。先ほど、本町では5万円の奨学金があるということで、よそよりもいい制度だということだったんですけども、これを変更するという理由をお知らせください。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） まず、奨学金の免除制度ですけども、これは学生支援機構の奨学金を借りましても、今回の制度では、帰ってこられてうちで就職された場合は償還した分を町が補助することになりますので、実質的な免除と変わらないというふうに考えております。

それから、この制度の見直しのいきさつですけれども、まず一つは無利子で町が貸与しているながら返還に応じていただけない事例が相当数あるということでございます。そうなった場合に、これは町民の税金で融資をしてますので、それを返していただけない、こちらが督促しても反応がないと、こういった事例が数多くあることは、非常に事務負担にもなっておりますし、町民の税金が返ってこないと、こういったことありますので、これはよくないだろうと。

お隣の土庄町さんも学生支援機構に借りて、その返還した分について町が補助するといった仕組みをもう既に採用してますので、当然ながら当町も町民の貴重な税金をしつかり回収していく、その膨大な手間を今後何十年もかけてやっていくのかというような話になりますので、ここはきっちりと学生支援機構のほうで貸したもののは回収していただいて、その返還した分について町が補助する、こういった制度のほうが手間的にも合理的であるということでございます。

しかも、先ほど申し上げましたように、しつかり返していただければ、こっちへ住んでいただければ、こちらで就職していただければ、今まで同様免除したと同額の補助があるということでございますので、しつかりと借りたものを返していただく限りにおいて、何ら問題はないというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今土庄町も同じって言われたんですけど、土庄町は町が貸与している制度ではないのでしょうか。

それと、県下で奨学金制度を行っている自治体で返還支援で行っているところとそうでないところっていうのはどれぐらいあるのか、分かれば教えていただきたいのと、その返還してもらえない事例が多数あるということなんんですけど、それは理由っていうのはどうふうに考えられてるのか、お尋ねしたいです。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） まず、返還していただけない理由ですけれども、これについては生活が困窮されてるとか、そういうたるものの中にはあるのかもしれません、非常に悲しい事例としては、ご兄弟で滞納して返さないと。上の子が返していないにもかかわらず、下の子が借りて返していないと、こういった事例が複数例ございます。

そういうことから、一概に我々がなぜ返していただけないのか、これはもう督促しても反応のないご家庭もあるので、正確につかむことはできませんが、恐らくは困窮している方も中にはいらっしゃると思いますが、そうでない方もいらっしゃるのではないかというふうに推測しております。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 土庄町の制度でございますけれども、土庄町のほうはどうも町が奨学金をお貸ししてます。それで、帰ってきて返還した額を、その額を町が補助しているということです。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 鍋谷議員からの質問で、県下の状況についてご質問があつたかと思いますが、貸付状況については把握しておりませんが、返還支援制度につきましては、高松市と丸亀市が行っているというふうに把握しております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本2議案については、教育民生常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号小豆島町准看護師修学

資金貸付条例について及び議案第91号小豆島町奨学資金貸付制度等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については教育民生常任委員会へ付託することに決定しました。

暫時休憩します。再開は2時30分とします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時29分

○議長（谷 康男君） 再開します。

～～～～～～～～～～～～～～

日程第16 議案第92号 小豆島産業会館の指定管理者の指定について

日程第17 議案第93号 小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について

日程第18 議案第94号 小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定について

日程第19 議案第95号 小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定について

日程第20 議案第96号 小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、議案第92号小豆島産業会館の指定管理者の指定についてから日程第20、議案第96号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定については相関する案件でありますことから、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第92号から議案第96号公の施設の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

これらの案は、令和8年3月31日をもって指定期間が満了となる公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第16、議案第92号小豆島産業会館の指定管理者の指定について内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 議案第92号小豆島産業会館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

上程議案集57ページをお願いいたします。

本案は、令和8年3月31日をもって指定期間が満了する小豆島産業会館の指定管理者の指定について、地方自治法第144条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

でございます。

小豆島産業会館は、財団法人小豆島産業科学研究所の所有地に当時の雇用促進事業団が整備し、昭和58年8月に供用が開始された施設です。

平成15年3月に旧内海町が譲渡を受けた後は、町が一般財団法人小豆島産業科学研究所に管理を委託し、その後、平成18年4月1日からは指定管理者に指定をして管理運営を行ってまいりました。しかしながら、一般財団法人小豆島産業科学研究所が令和6年度に解散することとなつたため、令和7年4月1日からは小豆島産業会館を使用していた小豆島醤油協同組合を指定管理者として管理運営を行っています。

指定管理者の選定につきましては、本年10月31日付で同組合から申請があり、11月10日に開催いたしました指定管理者選定審議会において、指定の基準に適合していると認められましたので、引き続き小豆島醤油協同組合を指定管理者に指定しようとするものでございます。

なお、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第92号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号小豆島産業会館の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

次、日程第17、議案第93号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について内容説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 議案第93号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

上程議案集59ページをお願いします。

本案は、先ほど町長の提案理由にありましたとおり、公の施設の指定管理者の指定につ

きまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

小豆島ふるさと村につきましては、令和3年度からの指定期間の5年が令和8年3月31日で満了となりますことから、小豆島ふるさと村条例第3条第2項及び同条第3項の規定によりまして、一般財団法人小豆島ふるさと村を指定管理者に指定し、これまで同様、一体的に管理運営を行わせようとするものでございます。

去る11月10日開催の小豆島町観光施設等指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者の指定につきまして承認をいただいたところです。

議決を求める項目につきましては、1、公の施設の名称としまして、小豆島ふるさと村。2、指定管理者として一般財団法人小豆島ふるさと村、住所が香川県小豆郡小豆島町室生2084番地の1。指定の期間としましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日とするものでございます。以上で議案第93号の説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第93号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

次、日程第18、議案第94号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定について内容説明を求める。オリーブ課長。

○オリーブ課長（鎌田省吾君） 議案第94号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

上程議案集の61ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設について議決を求めるものでございます。

今回、令和3年度から5年間の指定期間が今年度末で終了となりますことから、小豆島町オリーブ公園条例第3条第1項及び第2項の規定により、新たに指定管理者を指定しようとするものでございます。

さきの11月10日に開催されました小豆島町観光施設等指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者についてご承認をいただいたところでございます。

なお、これまでの施設と同様に一体的に運営管理を行う必要がありますことから、非公募とし、開園当初から施設の管理運営を行っている実績と経験により、現在の一般財団法人を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

また、香川県のオリーブ公園部分につきましても、香川県議会におきまして、これまで同様に非公募にて当財団を指定することで決定をいたしております。

議決を求める項目といたしましては、公の施設の名称といたしまして、小豆島オリーブ公園。指定管理者として、一般財団法人小豆島オリーブ公園、住所が小豆島町西村甲1941番地1。指定の期間といたしまして、令和8年4月1日から令和13年3月31日とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第94号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

次、日程第19、議案第95号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定について内容説明を求めます。オリーブ課長。

○オリーブ課長（鎌田省吾君） 議案第95号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定についてでございます。

上程議案集63ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設について議決を求めるものでご

ざいます。

小豆島オートビレッジYOSHIDAにつきましては、小豆島オリーブ公園と同様に、令和3年度から5年の指定期間が今年度末で終了となりますことから、小豆島オートビレッジYOSHIDA条例第3条第1項、第2項の規定により、新たに指定管理者を指定しようとするものでございます。

さきの指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者についてご承認をいただいたところでございます。

なお、こちらにつきましても同様に、施設全体を一体的に管理運営を行う必要がありますことから、非公募として現在の一般財団法人を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

議決を求める項目といたしましては、公の施設の名称といたしまして、小豆島オートビレッジYOSHIDA。指定管理者として、一般財団法人小豆島オリーブ公園、住所が小豆島町西村甲1941番地1。指定の期間といたしまして、令和8年4月1日から令和13年3月31日とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第95号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

日程第20、議案第96号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について内容説明を求めます。オリーブ課長。

○オリーブ課長（鎌田省吾君） 議案第96号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定についてでございます。

上程議案集65ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設について議決を求めるものでござ

ざいます。

サン・オリーブにつきましては、小豆島オリーブ公園と同様に、令和3年度から5年の指定期間が今年度末で終了となりますことから、小豆島町健康生きがい中核施設条例第3条第1項、第2項の規定により、新たに指定管理者を指定しようとするものでございます。

さきの指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者についてご承認をいただいたところでございます。

なお、小豆島オリーブ公園と同様に、施設全体を一体的に管理運営を行う必要がありますことから、非公募として現在の一般財団法人を引き続き指定管理に指定しようするものでございます。

議決を求める項目といたしまして、公の施設の名称として、小豆島町健康生きがい中核施設（サン・オリーブ）。指定管理者として、一般財団法人小豆島オリーブ公園、住所が小豆島町西村甲1941番地1。指定の期間といたしまして、令和8年4月1日から令和13年3月31日とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第96号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第21 議案第97号 小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第21、議案第97号小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第97号小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現在の小豆島町過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和8年3月31日までとなっておりますことから、新たに5年間の同計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第97号小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明申し上げます。

上程議案集の67ページをお開き願います。

小豆島町過疎地域持続的発展計画につきましては、財政上の支援措置、すなわち過疎対策事業債の活用と過疎税制の支援措置を受け、本町の持続的発展を図るために策定するものでございます。

法制的には、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行され、令和3年9月定例会において、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画についてご議決賜っておりましたが、令和8年3月31日をもって計画期間が満了することから、令和8年度から令和12年度までの5年間の新たな計画について議会の議決を賜り、定めようとするものでございます。

別冊の小豆島町過疎地域持続的発展計画をタブレットの資料からお開きください。

表紙に記載のとおり、計画期間につきましては、令和8年度から令和12年度までの5年間としており、計画の作り込みにつきましては、総務省から示されたひな形に沿って作成してございます。

計画につきましては、今後幅広く過疎対策事業債を活用するため、現時点で想定される事業を網羅的に記載しておりますが、社会情勢の変化や新たな住民サービスに的確に対応するため、計画の変更が必要となった場合には、これまで同様に議会に対し修正案をご提案させていただき、また具体的な事業内容につきましては、予算議案を通じてご審議いただければと考えてございます。

なお、本計画の内容につきましては、県との協議を済ませ、11月6日付で香川県知事から同意をいただいたおり、議会の議決を頂戴した後に総務大臣等に提出する予定でございます。

表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

1、基本的な事項につきましては、本町の概況等を記載しており、基本的な作り込みはこれまでと変わってございません。

また、具体的な事業内容につきましては、ページ一番下に移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項にわたり記載しており、こちらもこれまでの作り込みと変わってございません。

なお、計画内容につきましては、262ページにわたる膨大な内容となってございますので、これまで同様に説明は割愛させていただき、今後の予算議案等において個別具体的にご審議を賜りたいと存じます。以上、簡単ではございますが、議案第97号小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第97号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号小豆島町過疎地域持続的発展計画の策定については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第22 議案第98号 小豆島町道路線の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第22、議案第98号小豆島町道路線の変更について提案理由を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第98号小豆島町道路線の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、北条地区更新住宅整備に伴う町道の起終点の変更について、道路法の規定に基づき、議会の可決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第98号小豆島町道路線の変更につきましてご説明いたし

ます。

上程議案集69ページをお願いします。

小豆島町道路線を次のとおり変更したいので、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回変更するのは、記以下の表にあります路線番号23050、路線名児童館線で、起点が池田字浜条1123-2から池田字浜条1119-1へ、終点が池田字浜条1192-2から池田字浜条1134-6へ変更するものでございます。

71ページをお願いします。

位置図です。赤の丸のところですが、池田地区の池田大川と城山会館の間になります。

詳細の図面が、次、72ページです。

上段が変更前、下段が変更後でございます。ここで、緑色が隣接の町道を示していまして、オレンジ色が県道三都港平木線を示しています。

上段の変更前をご覧ください。

今回、対象の児童館線は、青実践と青の点線でお示ししておるところが児童館線でして、青丸のところが起点、青矢印が終点、青の点線が3か所あると思うんですけども、これを合わせて延長105.11メートルでございました。

変更後が下半分になります。

今回、黒い四角の位置に北条地区の個人住宅が建設されたことによりまして、灰色部分の道路が廃道、道路がなくなったということになりますので、赤色に残った部分を町道児童館線といいたします。変更後の町道の起点は青丸、終点は青矢印のところとして、延長が69.61メートル短くなりまして、35.5メートルとなりました。

また、町道の起点が変わってないんですが、それを示す地番が浜条1123-2から1119-1に変わっておりますのは、正式な決まりがないんですが、町道の起点から終点に向かいまして進行方向左側の地番に統一するため、今回右側の地番から左側の地番に変更しました。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第98号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号小豆島町道路線の変更については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第23 発議第4号 地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決  
処分指定事項の一部改正について

○議長（谷 康男君） 次、日程第23、発議第4号地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） 発議第4号地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり提出します。令和7年12月11日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、小豆島町議会議員安井信之、同、三木卓。

提案理由としましては、町営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、円滑かつ効率的な対応を図る必要があることから、地方自治法第180条第1項の規定により、町長が専決処分できる事項として新たに指定するものです。

改正内容は、新旧対照表のとおり、7号に町営住宅、町営改良住宅、定住促進住宅又は更新住宅の家賃等の請求、明渡しの請求その他の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関するなどを新たに追加し、8号のただし書において、前号のものについては除くものとするものです。

附則として、公布の日から施行するものです。以上。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正については原案どおり可決されました。

以上で本日の日程を終了しました。

本日、委員会に付託しました議案の審査報告は、明日の本会議にてお願いします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

明日は午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時55分